

第3次中山町障がい者計画

<案>

令和5年3月

中山町

はじめに

中山町では、平成26年に「第2次中山町障がい者福祉計画」を策定し、障がい福祉に関する課題を解決するため、様々な施策を展開してまいりました。

この間、国においては、平成30年4月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」及び「児童福祉法」の改正が行われ、障がい者が望む地域生活を実現するための支援の充実や多様化する障がい児支援ニーズへのきめ細かな対応のため、障がい児の支援の拡充及び自治体における障がい児福祉計画の策定など、サービスの質の確保、向上に向けた環境整備が行われました。

こうした、社会背景の変化や国の新たな方向性に対応すべく、中山町では、令和5年度から令和11年度までを対象期間とする「第3次中山町障がい者計画」を策定いたしました。

この計画は、基本理念を「障がいの有無にかかわらず、互いに人格と個性を尊重し、共に支え合いながら自立して生活できるまちづくり」と定め、これまでの施策の方向性を継続しながら、上位計画である「第6次中山町総合発展計画」等とも整合を図りながら、引き続き障がい者の方への必要な支援を着実にを行うとともに、より一層の充実を図ってまいります。しかしながら、少子高齢化による社会変化や、高度多様化する障がいニーズへの対応、法制度改正による新たなサービスの追加など、障がい福祉に関する環境は急激に変化しています。

今後とも国・県の動向を注視しつつ、適宜、計画の改善も視野に入れ、町民の皆様をはじめ、障がい者の方を支援するボランティア、事業所、教育機関等、関係者の皆様と行政とが、ともに協力し合い、取り組んで参りたいと存じます。

結びに、この度の計画策定にあたりましては、貴重なご意見・ご提言をお寄せいただきました町民の皆様、障がいのある人やそのご家族、関係団体の皆様、そして、お忙しい中、会議にご出席いただいた「中山町障がい者計画策定委員会」委員の皆様には、心より感謝を申し上げます。

令和5年3月

中山町長 佐藤 俊晴

目 次

第1章 計画の概要	1
1. 計画策定の趣旨	2
2. 計画の位置づけ	3
3. 計画の期間	4
4. 計画の策定体制	5
第2章 中山町の現状	7
1. 人口・世帯	8
2. 障がい者の状況	11
4. アンケート及びヒアリング調査結果	15
第3章 計画の基本的な考え方	31
1. 基本理念	32
2. 基本目標	33
3. 施策の体系	34
第4章 施策・事業の展開	37
基本目標1. 障がいに対する理解の促進	38
基本目標2. 社会参加の推進	42
基本目標3. 教育・雇用・就業の支援	46
基本目標4. 保健・医療サービスの充実	50
基本目標5. 住みよい福祉のまちづくり	54
基本目標6. 生活支援の充実	58
第5章 計画の推進体制	63
1. 町民との協働による計画の推進	64
2. 県、関係機関との連携強化	64
3. 計画の普及・啓発	64
4. PDCA サイクルによる計画の進行管理と評価	64

第1章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨
2. 計画の位置づけ
3. 計画の期間
4. 計画の策定体制

1. 計画策定の趣旨

本町の障がい者施策については、『第2次中山町障がい者福祉計画』において、国の障がい者施策の基本理念である、「ノーマライゼーション」（障がいがある人も地域で快適な生活を送れる社会の実現）」と「リハビリテーション（地域の中で自立した生活ができるよう、総合的なサービスを提供できる社会の実現）」を基本理念として、中山町を「住みよい町だと感じられるような地域社会」にすることを重点目標に、総合的かつ計画的に取り組んでいるところです。

障がい者を取り巻く環境は、社会情勢の変動とともに変化しており、制度や支援策等も状況に応じて数年おきに見直されています。平成23年7月に成立した改正障害者基本法においては、障がい者が受ける制限は機能障がいのみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるとするいわゆる「社会モデル」の考え方を踏まえ、障がい者の定義を見直し「障がいがある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」としています。

障がい種別ごとに縦割りにされていた福祉制度を全面的に見直して施行された「障害者自立支援法」は、平成25年4月1日から「障害者総合支援法」となり、「自立」に代わり、新たに「基本的人権を享有する個人としての尊厳」が明記されました。令和3年6月に公布された障害者差別解消法改正法では、事業者に対し合理的配慮の提供を義務付けるとともに、行政機関相互間の連携の強化を図ることとしています。

また、本町では障がい福祉サービス等の利用計画となる「第6次中山町障がい福祉計画・第2次中山町障がい児福祉計画」（令和3年度～令和5年度）を令和3年3月に策定し、障害者総合支援法並びに児童福祉法に基づく様々な事業を推進しています。

「第2次中山町障がい者福祉計画」は、令和4年度までを期間とするものであり、本年度に終了を迎えることから、この度、本町における障がい者施策が目指す方向性を明確にし、障がいの有無にかかわらず、一人ひとりが生き活きと、生まれ育った地域で相互に人格と個性を尊重し、支え合いながら共に生きる町の実現を目指して、令和5年度からの新たな第3次計画を策定するものです。

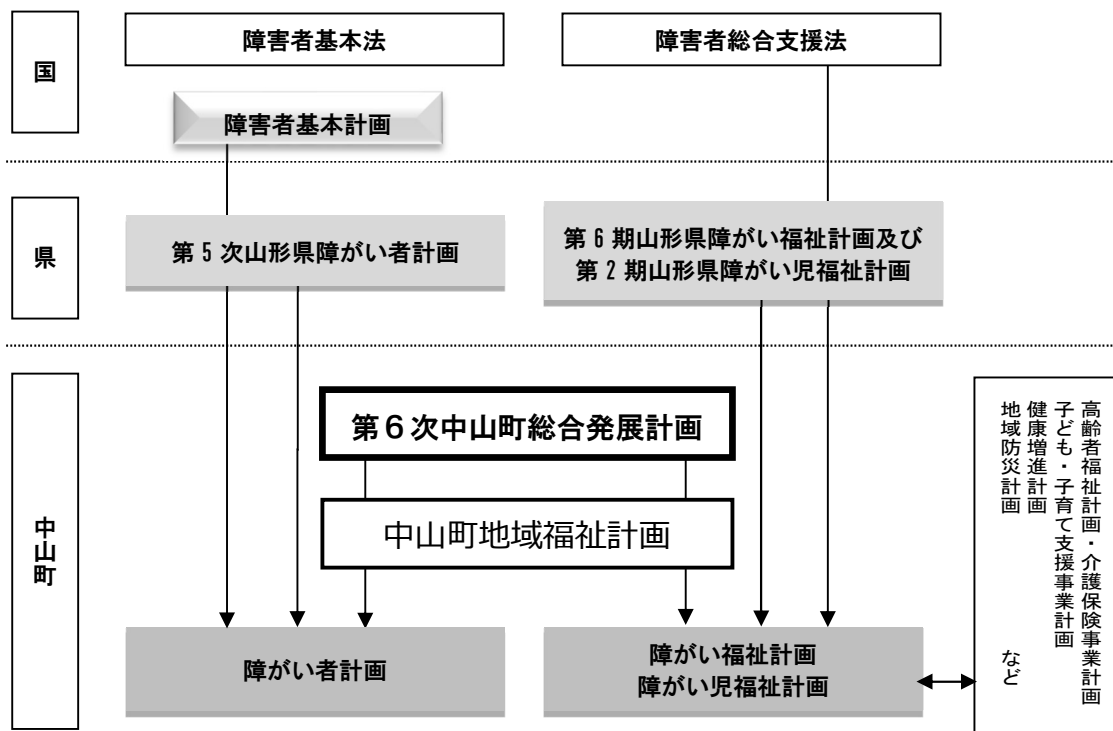
※「障がい」の表記について

本計画においては基本的に「障がい」という表記を使用しますが、法令名・法令で定められた語句・既存計画等については、「障害」という表記を使用します。

2. 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」であり、障がいのある人のための施策に関する基本的な事項を定めるものです。障がい者施策を推進する基本的な計画として位置づけ、障がい者福祉全般に関する計画となります。

本町における令和5年度からの新たな計画の策定にあたっては、国の「障害者基本計画（第4次）」及び山形県の「第5次山形県障がい者計画」との整合性に留意し、町の「第6次中山町総合発展計画」、「第6期中山町障がい福祉計画・第2期中山町障がい児福祉計画」等の上位・関連計画との整合性を図りながら策定しています。



3. 計画の期間

本計画は、令和5年度を初年度とし、令和11年度を目標年度とする7年間の計画です。

関連計画である、障がい者計画と障がい福祉計画を一体的に策定すべく、本計画の終了年度を令和11年度とし、第4次以降の「障がい者計画」については、6年間の計画を予定しています。

ただし、計画期間中であっても、計画の実施状況や社会情勢の変化などの住民を取り巻く状況の変化に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

①中山町障がい者計画

障害者基本法に基づく中・長期の計画

・・・第3次計画 令和5年度～令和11年度（7年間）

②中山町障がい福祉計画

障害者総合支援法に基づく3年の計画

・・・第6期計画 令和3年度～令和5年度（3年間）

③中山町障がい児福祉計画

児童福祉法に基づく3年の計画

・・・第2期計画 令和3年度～令和5年度（3年間）

【計画の期間】

	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
障がい者計画 (7年間)	第2次	第3次						
障がい福祉計画・ 障がい児福祉計画 (3年間)	第6期	第7期	第8期	第2期	第3期	第4期		
総合計画 (10年間)	第6次中山町総合発展計画（R3年度～R12年度）							
地域福祉計画 (5年間)	中山町地域福祉計画 (R3年度～R7年度)							

4. 計画の策定体制

(1) 策定体制

町民の意見を反映させるため、障がい者関係団体、福祉関係者、サービス提供事業者等で構成する「中山町障がい者計画策定委員会」を設置し、中山町障がい者計画に関して審議し、計画策定を行いました。

なお、本計画は、「中山町障がい者計画策定委員会」において計画案を審議するとともに、障害者手帳所持者と一般町民を対象に障がい者福祉についての意識調査、関係者団体等へのヒアリング調査を行い、計画策定にその結果を反映したものです。また、計画素案に対するパブリックコメントを実施し、計画策定に反映させています

①中山町

本計画の決定機関です。

計画内容を協議していただく計画策定委員会の提案を尊重した上で、本町が計画を決定します。

②中山町障がい者計画策定委員会

計画の協議機関です。

この計画の策定にあたっては、関係団体の代表者や有識者等の代表者からなる「中山町障がい者計画策定委員会」を設置し、審議・検討を行っていきます。

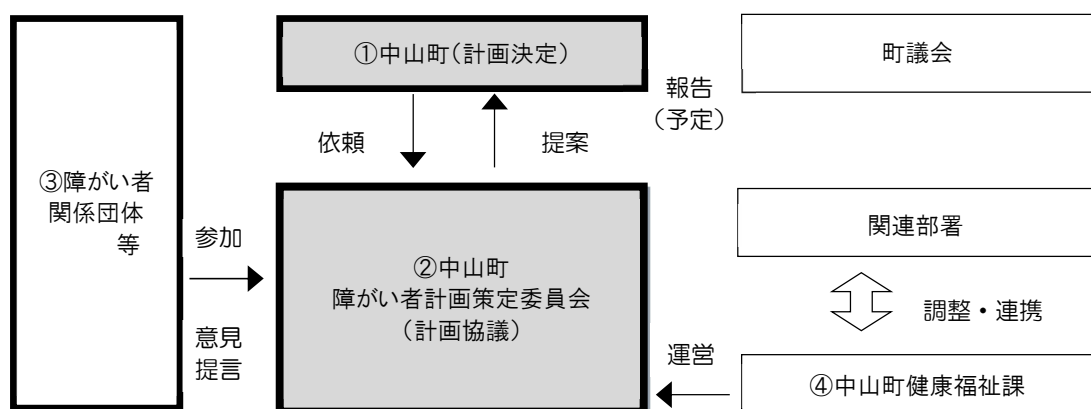
③障がい者、町民、関係団体等

計画を推進する主体者であり、サービスの利用者です。

アンケート、ヒアリング、パブリックコメントなどを通じて、計画全般にわたって積極的な意見を発信していただきます。

④町事務局、関連部署

計画策定の事務局機能及び庁内調整を行います。



(2) 計画策定に向けての調査

障がい者（児）本人・一般町民へのアンケート調査

●調査目的

障がい者の生活課題や障がい者施策・サービスに対する計画対象者の評価やニーズ等、また、一般町民の障がい者福祉に関する意識を把握するためにアンケート調査を実施しました。

●調査名 中山町障がい者計画見直しのためのアンケート調査

●調査期間 令和4年9月

●調査方法 郵送によるアンケート調査

●回収結果

調査対象	配布数	回収数	回収率
障がい者手帳所持者	650 票	365 票	56.2%
一般町民	350 票	149 票	42.6%

●調査主体 中山町健康福祉課

障がい者団体等関連団体へのヒアリング調査

●調査目的

障がい者団体、関連福祉団体、関連福祉施設等に対して、今後の課題・施策・問題点や改善に関わる提案等について意見を聴取し、現状の整理を行いました。

●調査対象者 障がい者団体、関連福祉団体、関連福祉施設等

【懇談会】

日 時：令和4年8月18日

会 場：中山町保健福祉センター 研修室

<対象者>

所属団体等	
●中山町民生児童委員協議会	●（福）中山町社会福祉協議会
●中山町身体障害者福祉協会	●多機能型事業所なかやま虹の丘
●中山町手をつなぐ育成会	●中山町地域包括支援センター
●中山町立長崎小学校	

第2章 中山町の現状

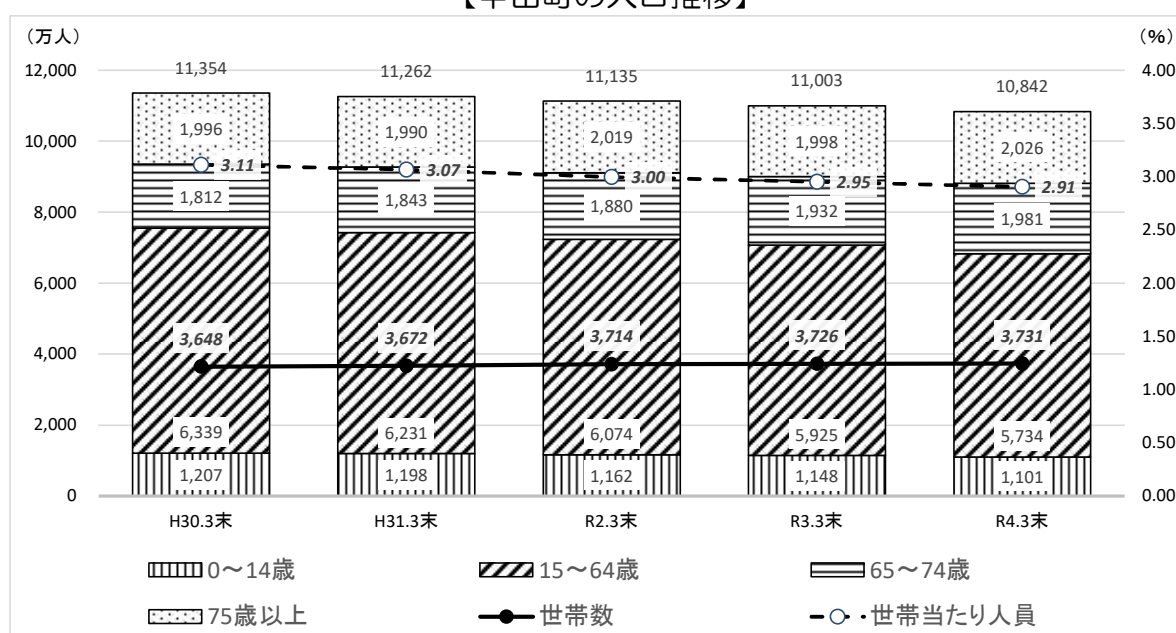
1. 人口・世帯
2. 障がい者の状況
3. アンケート及びヒアリング調査結果

1. 人口・世帯

(1) 中山町の人口

中山町の人口は、各年3月末で推移をみると、平成30年から令和4年にかけて減少傾向にあります。世帯数は僅かに増加を続けており、令和4年には3,731世帯となっています。人口が減少傾向にあることから、世帯当たり人員は減少傾向にあり、令和3年には世帯当たり3人を割り込み、令和4年には2.91人になっています。

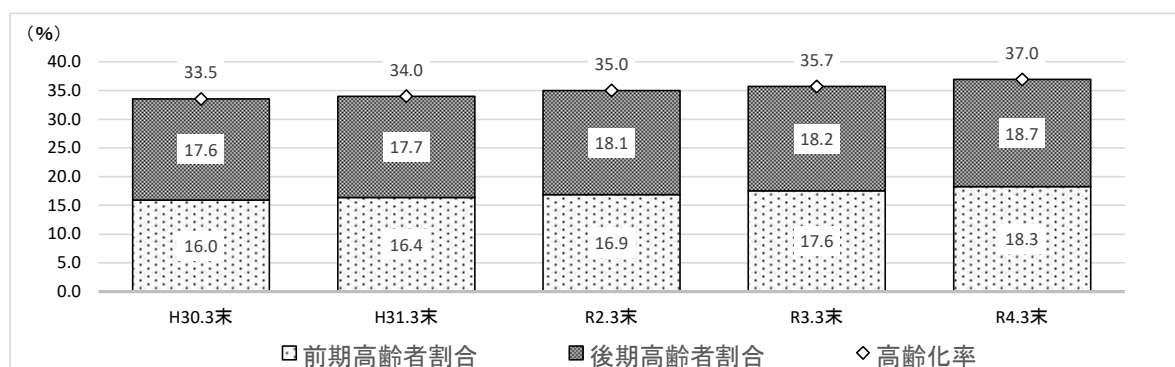
【中山町の人口推移】



資料：住民基本台帳

高齢化率（高齢者人口／総人口）の推移をみると、年々高くなっており、令和4年には37.0%とこれまでで最も高い値となっています。

【中山町の高齢化率の推移】



資料：住民基本台帳

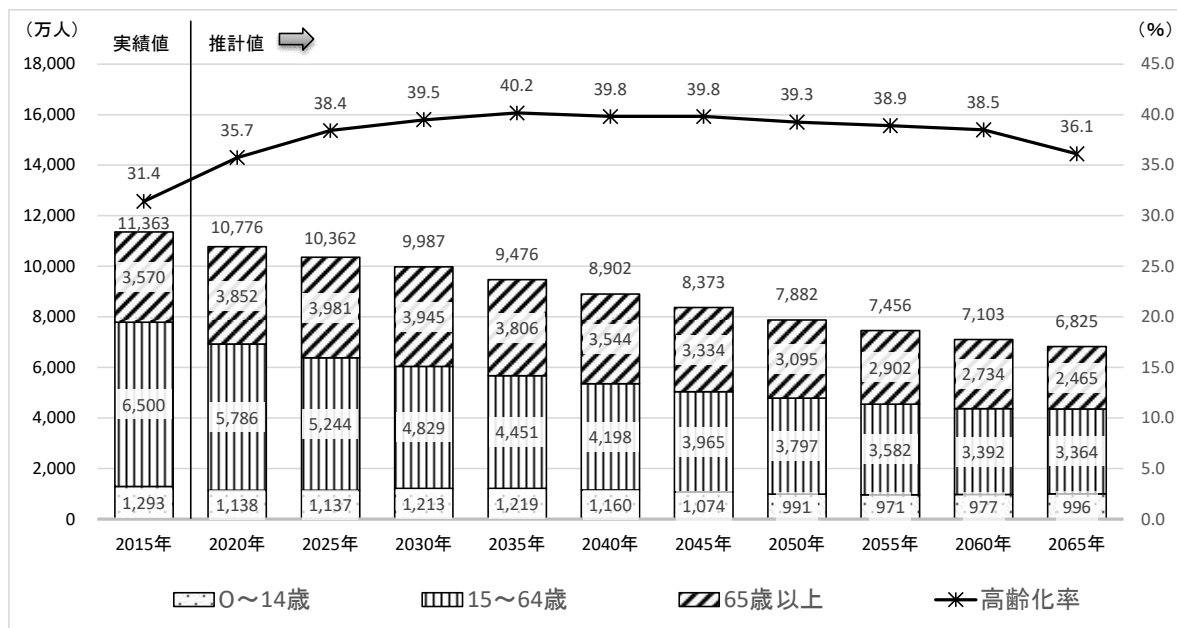
(2) 中山町の将来人口

本町人口の将来展望をみると、人口の減少傾向は今後も続くことが見込まれており、令和12（2030）年には1万人を割り込むと推計されています。

高齢者人口は令和7（2025）年にはピークを迎え、その後は減少していくと推計されていますが、高齢化率は令和17（2035）年までは増加し、その後は約4割で推移すると見込まれています。

0～14歳の年少人口は減少傾向は続くものの、令和12（2030）年以降はほぼ横ばいで推移すると見込んでいます。

【中山町の将来人口推移】



資料：中山町人口ビジョン

（３）手帳所持者数の推移

障害者手帳の所持者数は、平成 29 年度以降、700 人前後で推移しています。令和 3 度の総人口に占める割合は 6.3%になっています。どの手帳も増加傾向や減少傾向など特徴的な傾向を示すことなく、各年度増減はありますが、身体障害者手帳では 500 人台半ば、療育手帳は 70 人台、精神障害者保健福祉手帳は 70 人前後で推移しています。

【障害者手帳所持者数の推移】

(各年度3月末:人)

区分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
町の総人口	11,354	11,262	11,135	11,003	10,842
世帯数	3,648	3,672	3,714	3,726	3,731
身体障害者手帳	552	539	552	550	534
療育手帳	77	77	77	75	78
精神障害者保健福祉手帳	66	67	74	77	71
手帳所持者合計	695	683	703	702	683

中山町における令和 3 年度末（令和 4 年 3 月 31 日現在）の障がい者数は、身体障害者手帳所持者 534 人、療育手帳所持者 78 人、精神障害者保健福祉手帳所持者 71 人となっています。

2. 障がい者の状況

(1) 身体障がい者

令和3年度末の中山町における身体障害者手帳所持者数は、全体で534人です。

障がい種別でみると、肢体機能障がいが最も多く303人、次いで内部機能障がい147人、聴覚障がい・平衡機能障がい61人の順となっています。

障がい等級別では、4級が140人台で推移しており最も多くなっています。次いで1級が130人台の推移となっています。

■身体障がい者数：障がい種別

(年度3月末：人)

	年齢層	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度
視覚障がい	18 歳未満	2	1	1	1	0
	18 歳以上	25	24	22	22	22
	計	27	25	23	23	22
聴覚障がい・平衡機能障がい	18 歳未満	0	0	0	0	0
	18 歳以上	61	60	61	61	61
	計	61	60	61	61	61
音声・言語・そしゃく機能障がい	18 歳未満	0	0	0	0	0
	18 歳以上	2	2	2	2	1
	計	2	2	2	2	1
肢体機能障がい	18 歳未満	2	3	3	3	3
	18 歳以上	325	310	322	318	300
	計	327	313	325	321	303
内部機能障がい	18 歳未満	1	1	2	2	2
	18 歳以上	134	138	139	141	145
	計	135	139	141	143	147
計	18 歳未満	5	5	6	6	5
	18 歳以上	547	534	546	544	529
	計	552	539	552	550	534

■身体障がい者：等級別

(各年度3月末：人)

	年齢層	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度
1級	18 歳未満	2	1	2	2	2
	18 歳以上	140	134	137	135	131
	計	142	135	139	137	133
2級	18 歳未満	1	2	2	2	2
	18 歳以上	64	60	59	60	59
	計	65	62	61	62	61
3級	18 歳未満	0	0	0	0	0
	18 歳以上	78	77	74	75	73
	計	78	77	74	75	73
4級	18 歳未満	1	1	1	1	1
	18 歳以上	149	143	146	147	142
	計	150	144	147	148	143
5級	18 歳未満	1	1	1	1	0
	18 歳以上	64	67	78	76	75
	計	65	68	79	77	75
6級	18 歳未満	0	0	0	0	0
	18 歳以上	52	53	52	51	49
	計	52	53	52	51	49
計	18 歳未満	5	5	6	6	5
	18 歳以上	547	534	546	544	529
	計	552	539	552	550	534

(2) 知的障がい者

中山町の療育手帳所持者数の推移をみると、令和3年度の療育手帳所持者数は78人となっており、平成29年度からの5年間ほぼ横ばいで推移しています。

■知的障がい者 等級別障がい者数の推移

(各年度3月末：人)

	年齢層	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度
A(重度)	18 歳未満	2	2	2	2	2
	18 歳以上	23	24	23	24	26
	計	25	26	25	26	28
B(中程度)	18 歳未満	8	9	10	8	6
	18 歳以上	44	42	42	41	44
	計	52	51	52	49	50
計	18 歳未満	10	11	12	10	8
	18 歳以上	67	66	65	65	70
	計	77	77	77	75	78

(3) 精神障がい者

中山町の精神障害者保健福祉手帳保持者数の推移をみると、平成29年度から令和2年度までは増加傾向にありましたが、令和3年度では71人となっています。

精神障害者保健福祉手帳の等級別保持者数は、2級が最も多く、令和3年度は全体の54.9%を占めています。

■精神障がい者：等級別障がい者数の推移

(各年度3月末：人)

	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
1級	18	17	17	17	13
2級	26	32	37	38	39
3級	22	18	20	22	19
計	66	67	74	77	71

(4) 就学、就労の状況等

① 保育所等における障がい児数

中山町における保育所及び障がい児通園施設の在籍児童数は以下のようになっています。

■学校教育終了前の障がい児数

(令和4年3月31日現在：人)

	実人数	左記のうち 手帳所持者数	特別支援学級 在籍者数	特別支援学校 在籍者数
就学前	10	1	0	0
小学生	16	3	12	1
中学生	5	4	6	2
高校生	5	4	0	1
計	36	12	18	4

② 特別支援学級・通級による指導状況

中山町内の小学校、中学校における特別支援学級在学者数と通級による指導の利用者は以下のとおりとなっています。

■特別支援学級の障がい別在籍者数

(令和4年5月1日現在：人)

区分	知的障がい	情緒障がい	病 弱	肢体不自由	聴覚障がい	視覚障がい	計
小学校	3	9	0	0	0	0	12
中学校	4	2	0	0	0	0	6

③ 障がい者雇用の状況

「障害者の雇用の促進に関する法律」において法定雇用率は企業ごとに決められています。山形県の障がい者雇用の状況は以下のとおりとなっています。

■民間企業における障がい者の雇用状況の推移(各年6月1日時点)

区分	年度	企業数	雇用障がい者数	実雇用率 (%)	法定雇用率達成 企業割合 (%)
山形県	平成29年	858	149,031.5	2.03	58.0
	平成30年	954	153,961.5	2.06	50.8
	令和元年	960	154,181.5	2.09	53.2
	令和2年	947	153,068.0	2.11	50.5
	令和3年	982	153,558.0	2.11	53.6
全国	令和3年	106,924	27,156,780.5	2.20	47.0

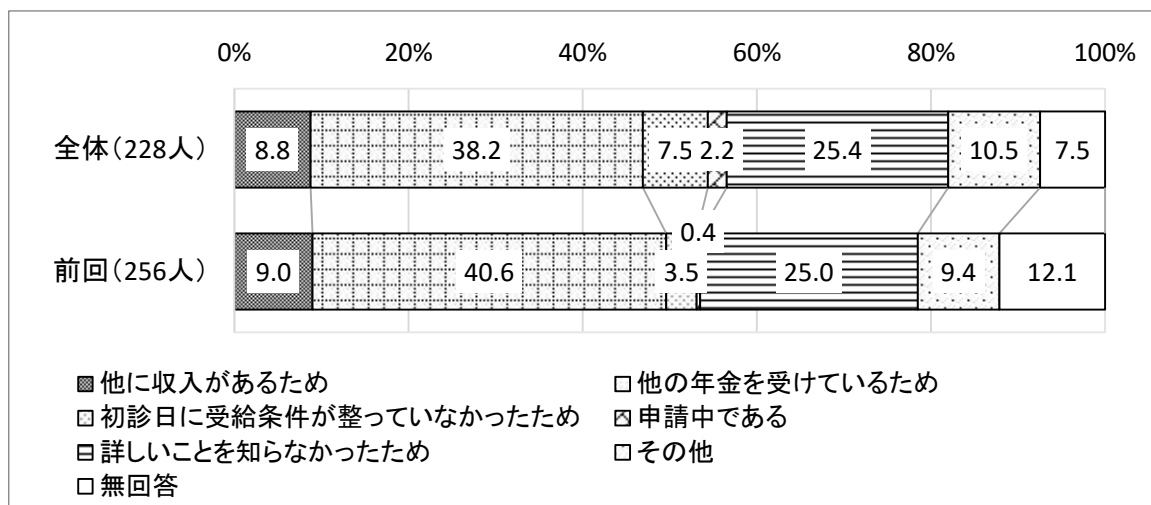
3. アンケート及びヒアリング調査結果

(1) 障がい者調査（アンケート）

① 障がいについて

- 日常生活に支障が出始めた時期としては、身体障害者手帳所持者では高齢になってから、療育手帳所持者では「7歳未満」、精神障害者保健福祉手帳所持者では「30歳代」が多くなっています。
- 日常生活に支障が生じ始めた後、「支障が大きくなっている」との回答が31.5%で最も多くなっています。また、健康状態については、「病院へ継続的に通院している」が55.9%と半数を超えています。「健康である」は26.3%と約4人に1人、「通院はしていないが、健康に不安がある」が11.0%と約1割と6割以上が健康に不安を抱えている状況になっています。
- 障害年金の受給者は前回調査時より増えて34.0%となっていますが、障害年金を受けていない理由として「詳しいことを知らなかったため」が25.4%と4人に1人の割合になっています。
- また、介護保険サービスの利用意向がありながら、利用していない理由として、「手続きや利用方法がわからない」が22.8%で最も多くなっており、情報提供のあり方が課題となっています。

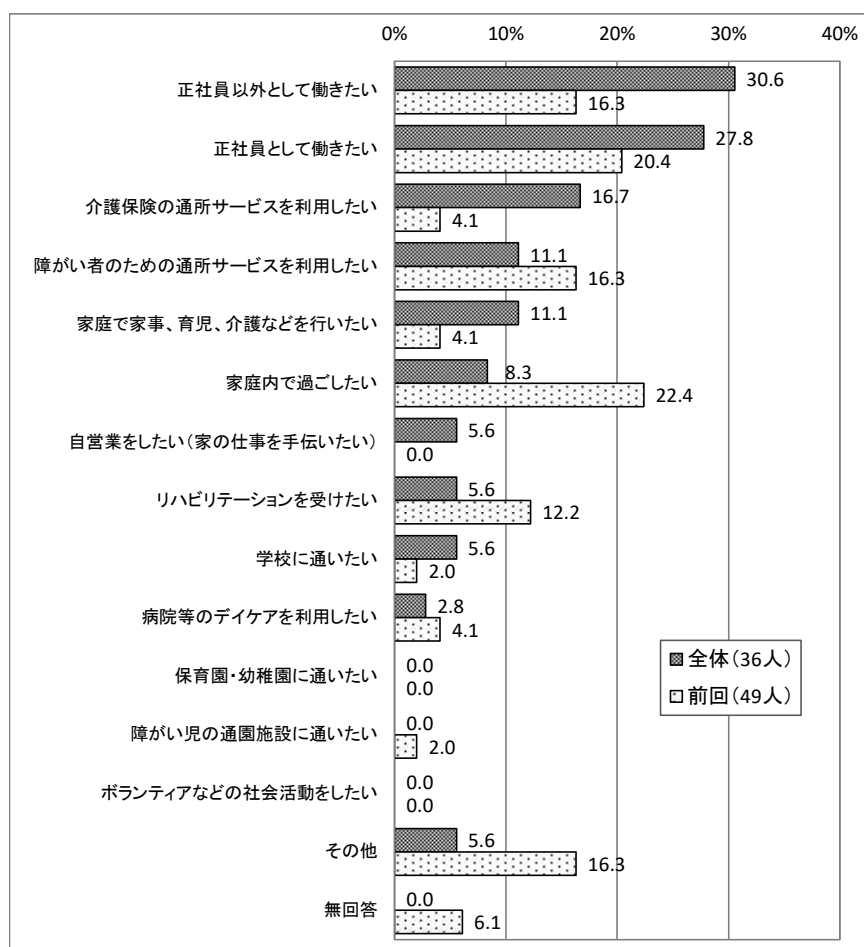
■障害年金を受けていない理由



② 日々の生活について

- 日中の過ごし方としては、「家庭内で過ごしている」が43.6%で最も多くなっていますが、特に65歳以上の高齢者では半数以上が「家庭内で過ごしている」おり、動かない状況が伺えます。
- 日中の過ごし方の意向としては、「現在と同じように過ごしたい」が8割以上を占めていますが、「現在とは違う日中の過ごし方をしたい」という方では、「正社員以外として働きたい」「正社員として働きたい」と就労意向が高くなっています。
- 住宅改修の意向については、「ある」と「改修したが、まだある」を合わせた改修意向がある人は27.6%と3割近くになっており、前回調査より増えています。

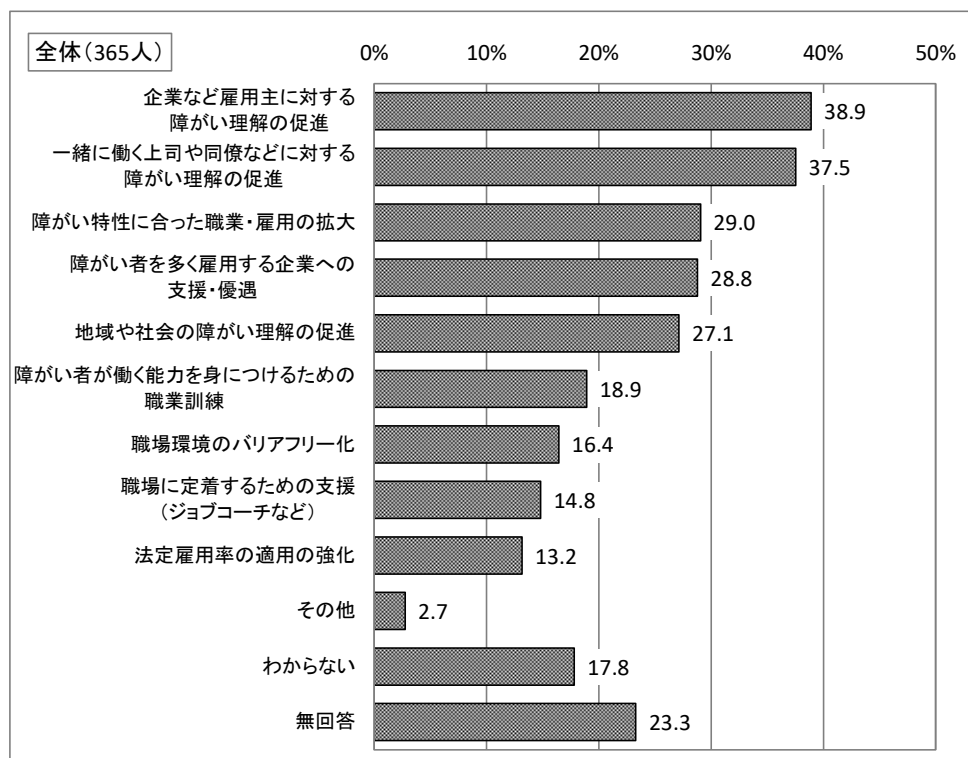
■希望する日中の過ごし方



③ 社会参加について

- 外出については、約7割の方が週1回以上外出しています。外出の際に困ること、外出しない理由としては「公共交通機関が少ない」や「障がい者用駐車場が少ない」など交通に関するものが上位に挙げられています。
- 外出時の手段としては、「車（家族などが運転する）」「車（自分で運転する）」など車が多くなっています。
- 今後やってみたい活動としては「買い物」と「旅行」が多く挙げられていますが、「趣味などのサークル活動」や「スポーツやレクリエーション」等近隣で可能な活動も上位に挙げられていますので、町内の施設やプログラムの充実が望まれます。
- 就労の状況については「働いていない」が約半数を占めていますが、「会社などの事業所で仕事をしたい」など何らかの形で働きたいとする方は26.3%と4人に1人の割合となっています。
- 障がいのある方が企業で働くために必要な取組としては、「企業など雇用主に対する障がい理解の促進」（38.9%）と「一緒に働く上司や同僚などに対する障がい理解の促進」（37.5%）が多くなっており、障がいへの理解が求められています。

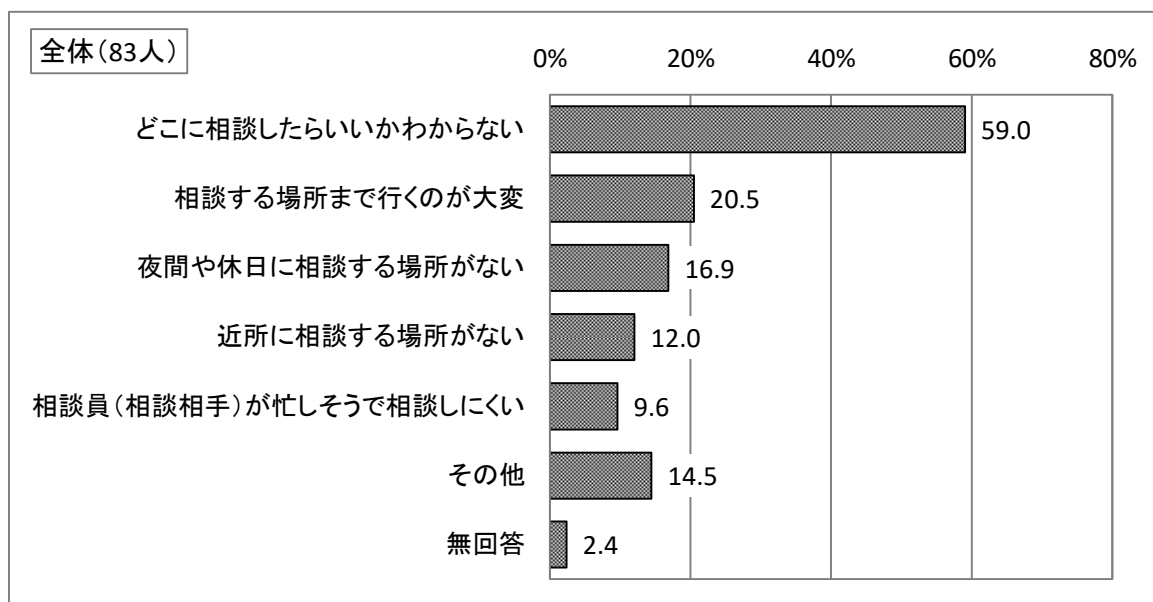
■企業で働くために必要な取組



④ 相談支援・情報提供について

- 現在の生活で困っていることや不安に思っていることについては、「自分の健康や体力に自信がない」が 38.9%と4割近くを占めています。先にみた健康不安と同様に健康不安を払拭する支援が求められています。
- また、40歳代以下では「十分な収入が得られない」と「将来にわたる生活の場（住居）、又は施設があるかどうか」が多く、生活基盤に関する不安がみられます。
- 困ったことがあった時の相談相手は「家族・親戚」が多くなっていますが、「誰もいない」との回答が前回の 1.4%から 3.8%へと僅かに増加しており、孤立の状況を慎重に見守っていく必要があります。
- 町での相談体制については、“整っていると思う”人は7割近くありますが、体制が整っていないと思う人では、「どこに相談したらいいかわからない」との回答が6割近くを占めており、相談窓口等の周知が課題となっています。

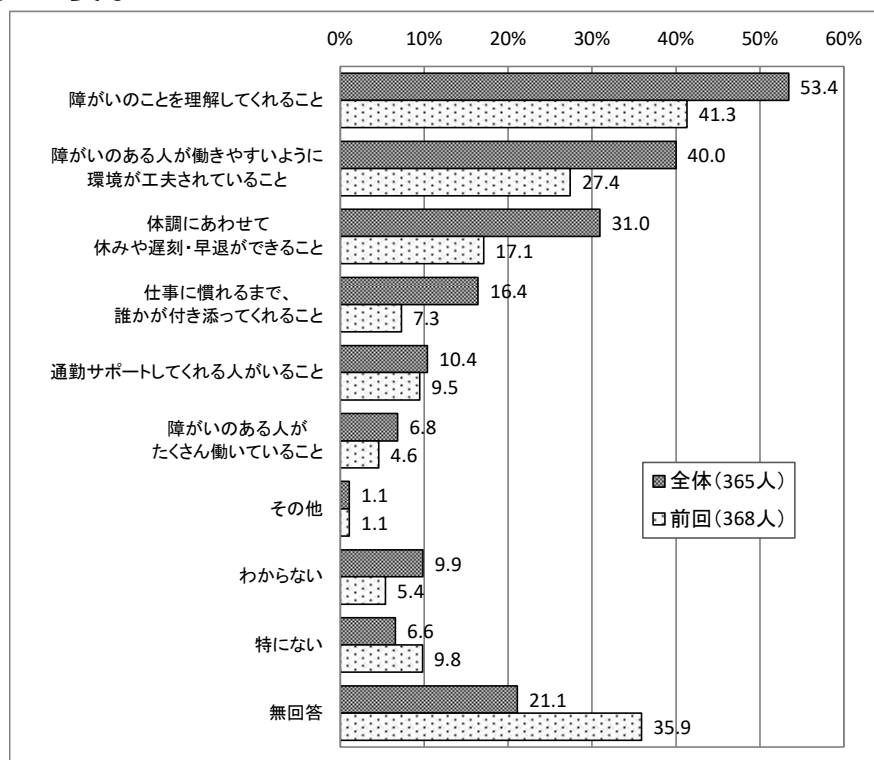
■相談体制が整っていないと思う理由



⑤ 仕事について

- 世帯の主な収入は、「自分の公的年金」が 37.8%で最も多くなっています。次いで「家族が働いた収入」が 17.5%、「自分が働いた収入」が 14.2%となっています。
- 就労による1か月の収入は、「5～10万円」が約2割、次いで、「1万円未満」が 16.8%、「10～15万円未満」が 14.5%となっています。
- 就労先を見つけた方法としては「公共職業安定所（ハローワーク）」が 13.0%で最も多くなっていますが、前回調査の 22.1%から 9.1%減少しており、「障害者就労支援センター」「知り合いの紹介」などの障がい者ネットワークでの紹介等が多くなっています。
- 障がいのある方が企業で働くために必要な取組としては、「企業など雇用主に対する障がい理解の促進」と「一緒に働く上司や同僚などに対する障がい理解の促進」が上位2項目となっており、障がいについての理解促進が最も求められています。
- また、就労環境についても「障がいのことを理解してくれること」が多くなり、障がいへの理解が重要な課題となっていることが伺えます。

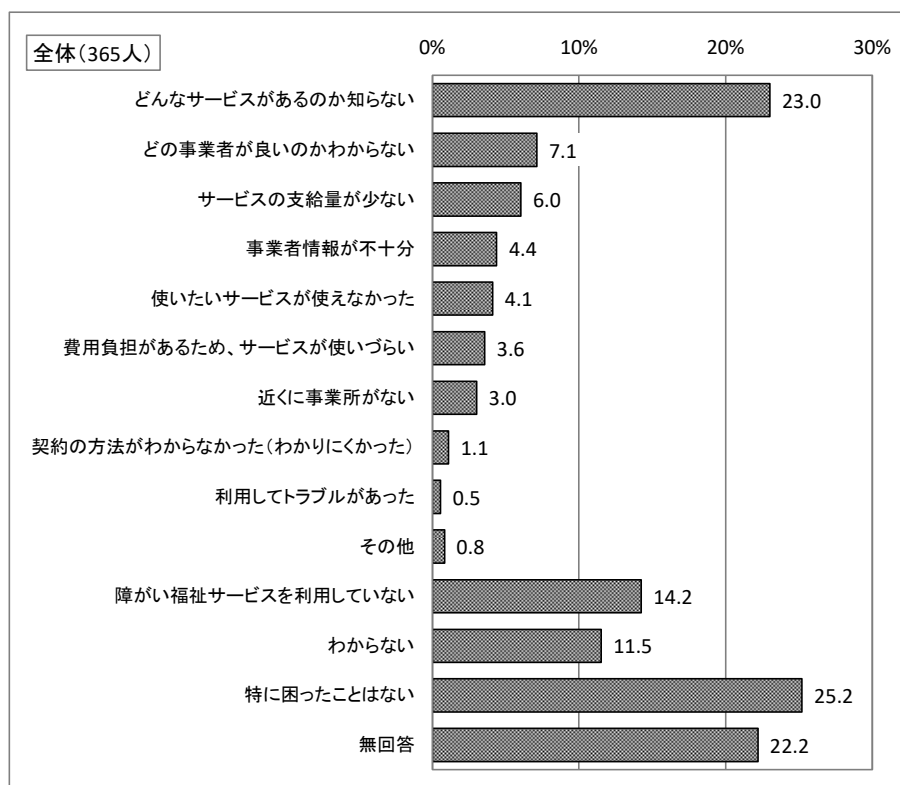
■就労環境に必要なこと



⑥ 障がい福祉サービスについて

- 福祉サービスについては、「利用としている」との回答は12.1%、「利用したいが、利用していない」が10.7%となっています。「利用する必要がない」が51.0%と半数以上を占めています。
- 福祉サービスに関する情報の入手先としては、「行政機関の広報紙」が最も多く挙げられています。情報伝達ツールとして、より充実した情報提供が求められます。
- また、利用している施設からの情報入手も多くなっているため、関連施設、スタッフへの情報伝達も重要な要素になってきます。
- 情報入手のために必要なこととしては、「情報がほしい時に相談できる人・場所」が50.1%と半数を占めており、相談体制、相談窓口の充実が求められています。
- 福祉サービスを利用する時の問題点としては、「どんなサービスがあるのか知らない」が23.0%で最も多くなっており、ここでも情報提供のあり方が課題となっています。

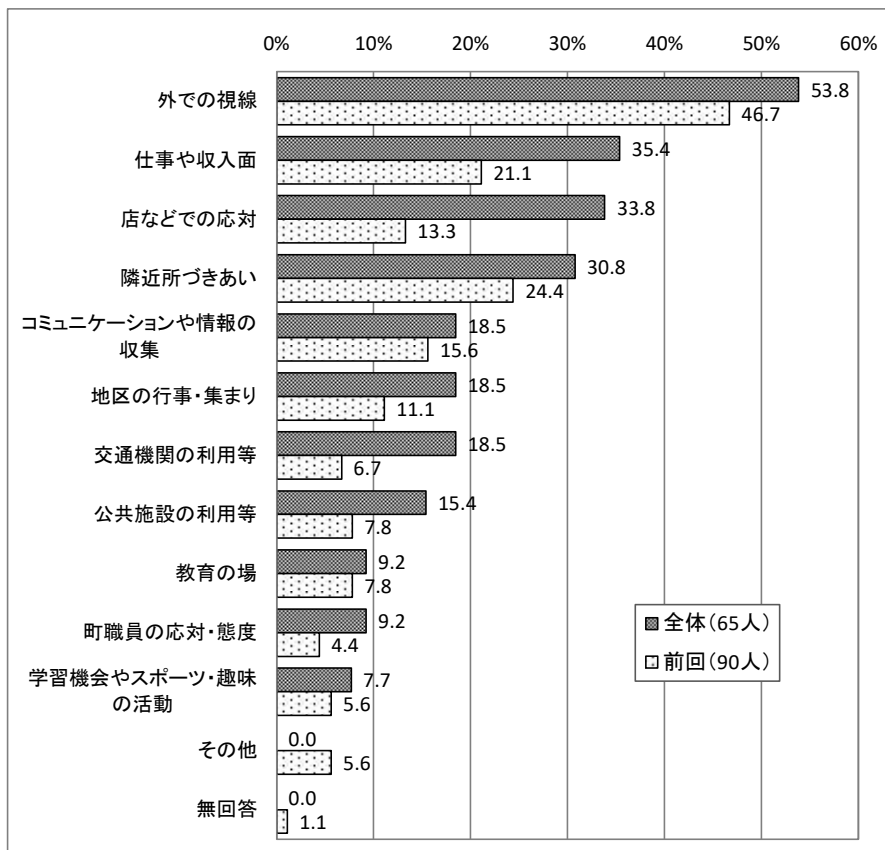
■福祉サービスを利用する時の問題点



⑦ 障がい者の権利擁護・理解促進について

- ふだんの暮らしの中で、17.8%の人が差別や偏見があると感じています。
- 差別や偏見の機会としては、「外での視線」が53.8%で最も多く挙げられています。次いで、「仕事や収入面」が35.4%、「近所づきあい、地域の行事や集まり」が27.7%、「店などでの対応」が33.8%が続いています。

■差別や偏見の機会

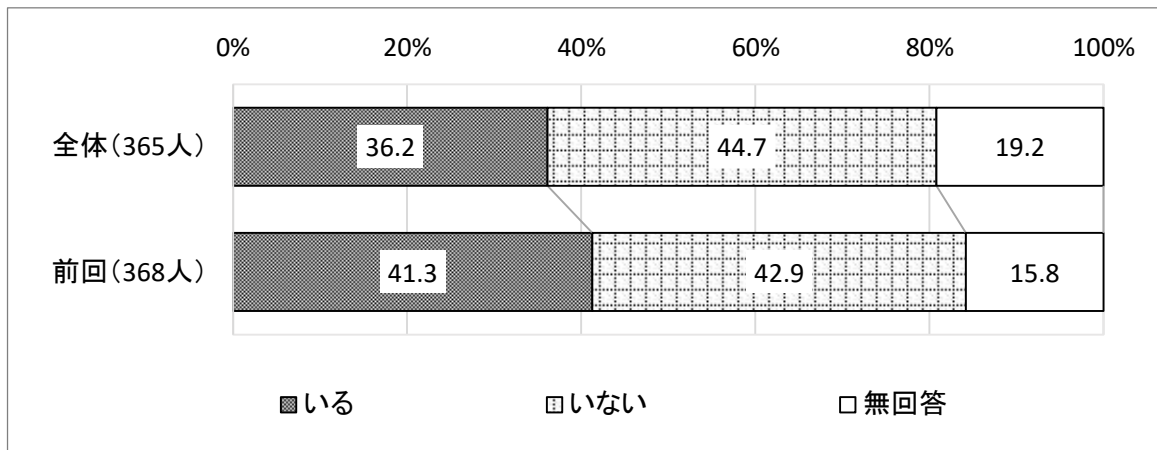


- 差別や偏見を感じた出来事としては、「じろじろと見られた」が36.9%で最も多く、次いで「困っているのに手助けしてもらえなかった」が26.2%など疎外感を抱く状況になっています。
- 障がい者の社会参加への理解状況については、「理解が深まってきていると思う」より「理解が深まっているとは思わない」が多くなっています。
- 障がい者が社会に参加するのに大切なことについては、「参加しやすいように配慮すること」が最も多く、次いで「障がい者自身の積極性」、「地域の人たちが障がい者を受け入れるよう、広報や福祉教育の充実」と続いています。

⑧ 災害時について

- 災害発生時に“不安がある”人は68.8%と7割近くになっています。
- 災害時に自分だけで避難をすることができない方が5割近くになっています。
また、自宅等で一人の時に災害がおきた場合、手助けしてくれる近所の人がない人が44.7%となっており、避難時の対策が課題として挙げられます。
- また、災害時の不安としては、避難所での生活に対する不安が多くなっており、避難所でのサポート対策が求められます。
- 災害発生時の主な避難介護者は、「家族」が68.8%と7割近くになっています。

■近所で助けてくれる人



⑨ 障がい者福祉施策について

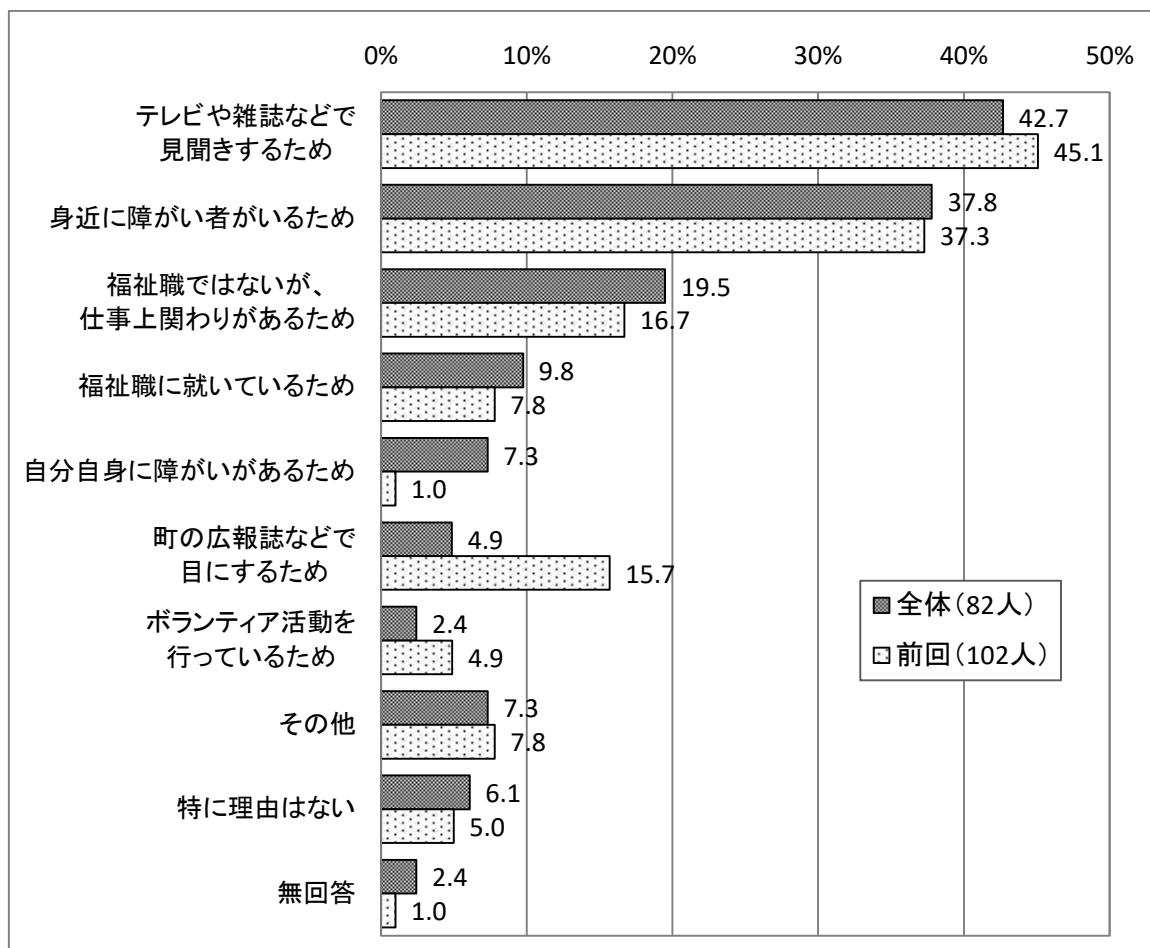
- 障がいのある人にとって暮らしよい町づくりのための取組については、「何でも相談できる窓口をつくるなど相談体制の充実」が47.7%で最も多くなっており、相談体制の充実が求められています。
- 中山町は暮らしやすい町だと思うかについては、「とても暮らしやすい町だと思う」が9.3%、「どちらかという、暮らしやすい町だと思う」が47.9%と、両者を合わせ57.3%と6割近くが暮らしやすい町だとしています。
- 主な介助者については、「配偶者（妻・夫）」など家族が多く、性別では女性が約6割、年齢は60歳以上が7割近くを占めています。

(2) 一般町民調査（アンケート）

① 障がい者福祉について

- 障がい者問題への関心については、「非常に関心がある」が11.4%、「まあ関心がある」が43.6%と“関心がある”方は55.0%と半数以上になっていますが、更に高めていく必要があります。
- 関心を持った理由としては、「テレビや雑誌などで見聞きするため」が42.7%で最も多く、次いで「身近に障がい者がいるため」が37.8%が続いています。前回調査との比較では「町の広報誌などで目にするため」が前回の15.7%から今回4.9%へ減少しており、啓発活動の充実が求められます。

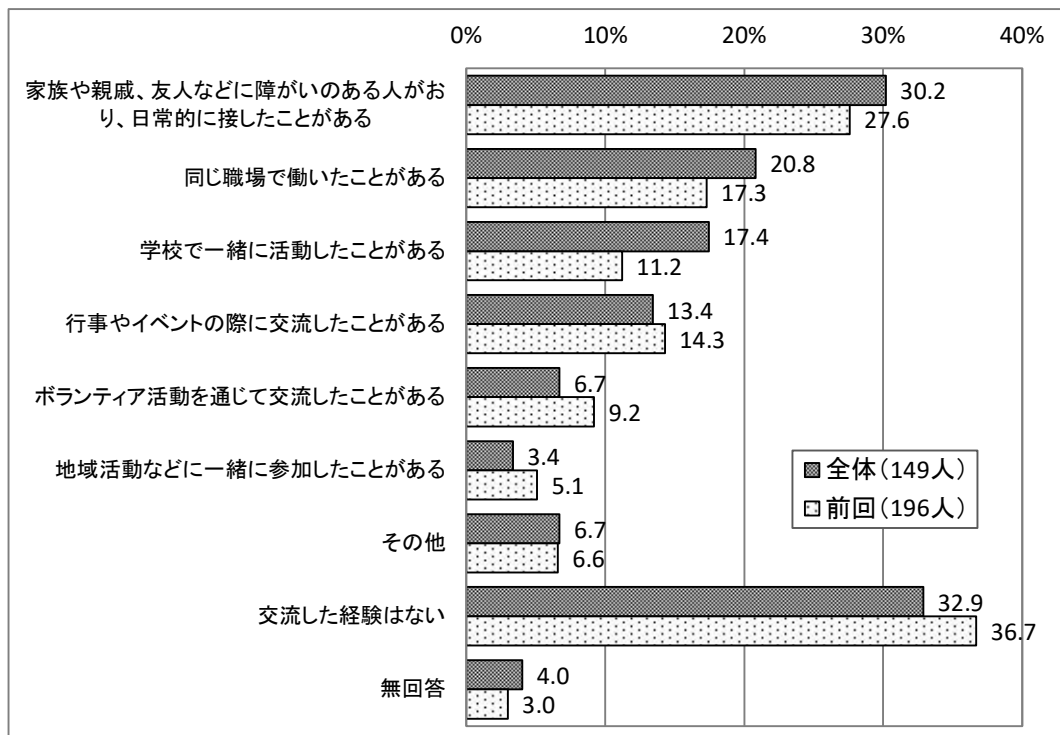
■関心を持った理由



② 障がい者との関わりについて

- 障がいのある方と交流した経験については、「家族や親戚、友人などに障がいのある人がおり、日常的に接したことがある」が 30.2%と最も多くなっています。次いで「同じ職場で働いたことがある」が 20.8%、「学校で一緒に活動したことがある」が 17.4%で続いています。
- しかし、「行事やイベントの際に交流したことがある」や「ボランティア活動を通じて交流したことがある」、「地域活動などに一緒に参加したことがある」が前回調査より減少しており、障がい者との交流機会の増加が望まれます。
- 障がいのある人と接触する機会については、「ほとんどない」が約6割になっています。

■交流経験

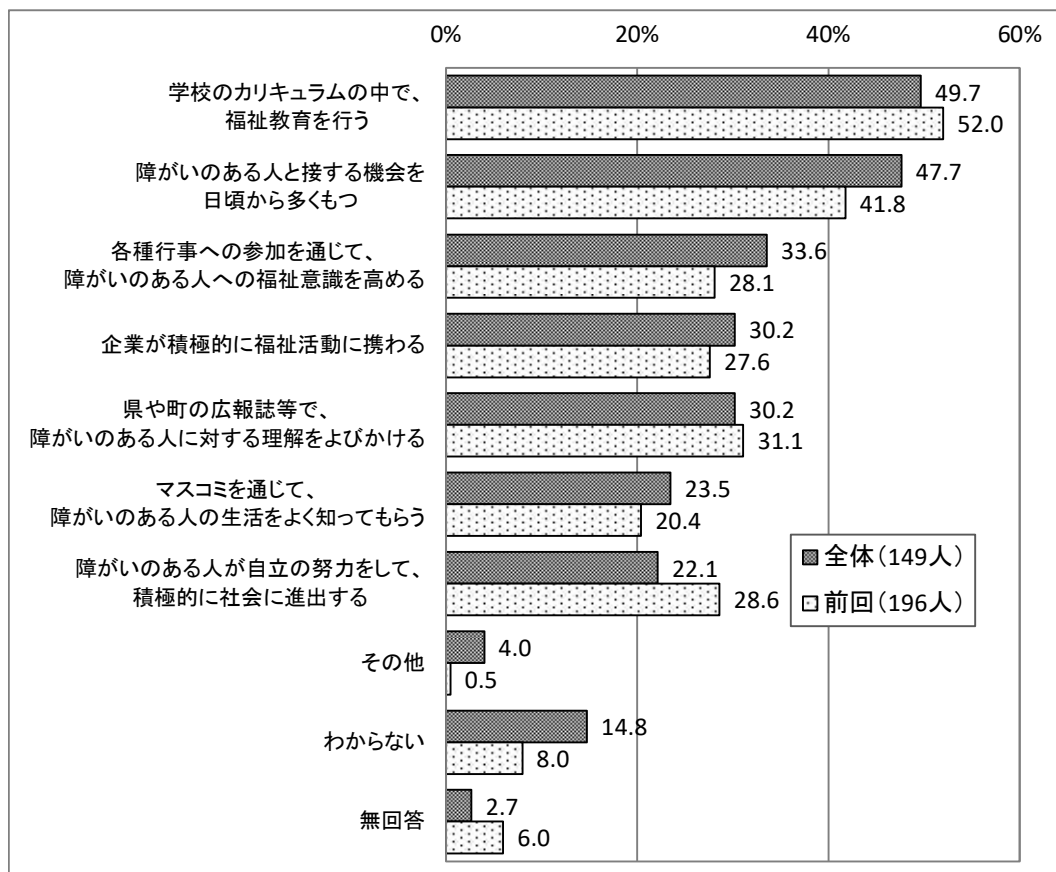


- 障がいのある方への支援の経験については、「見守りや声かけ」が 33.6%で最も多くなっています。次いで「相談を受けたり話相手になる」が 20.1%、「階段の昇り降りの手助け」が 18.1%となっています。
- 障がい者に支援できることとしては、「見守りや声かけ」が最も多く 53.0%と半数以上となっています。
- 障がいのある人を手助けするボランティア活動の経験については、「経験はな

い」との回答が80.5%と8割を占めており、ボランティア活動の啓発、情報提供が課題として挙げられます。

- ボランティア活動を経験したことがない理由については、「介助を必要とする人がいなかったり、必要とされたことがないから」が50.8%と半数を占めていますが、「どのようにしてよいか、わからないから」が33.3%と3人に1人の割合となっています。
- ボランティア活動への参加意向については、「行事・イベントなどの手伝い」が最も多く22.8%となっています。次いで「災害救助」(16.8%)、「福祉事業所などでの手伝い」(16.1%)、「遊びや趣味の活動」(14.8%)と続いています。
- 障がい者への市民の理解を深めるために必要なことについては、「学校のカリキュラムの中で、福祉教育を行う」が最も多く49.7%と約半数となっています。次いで「障がいのある人と接する機会を日頃から多くもつ」(47.7%)、「各種行事への参加を通じて、障がいのある人への福祉意識を高める」(33.6%)と続いています。

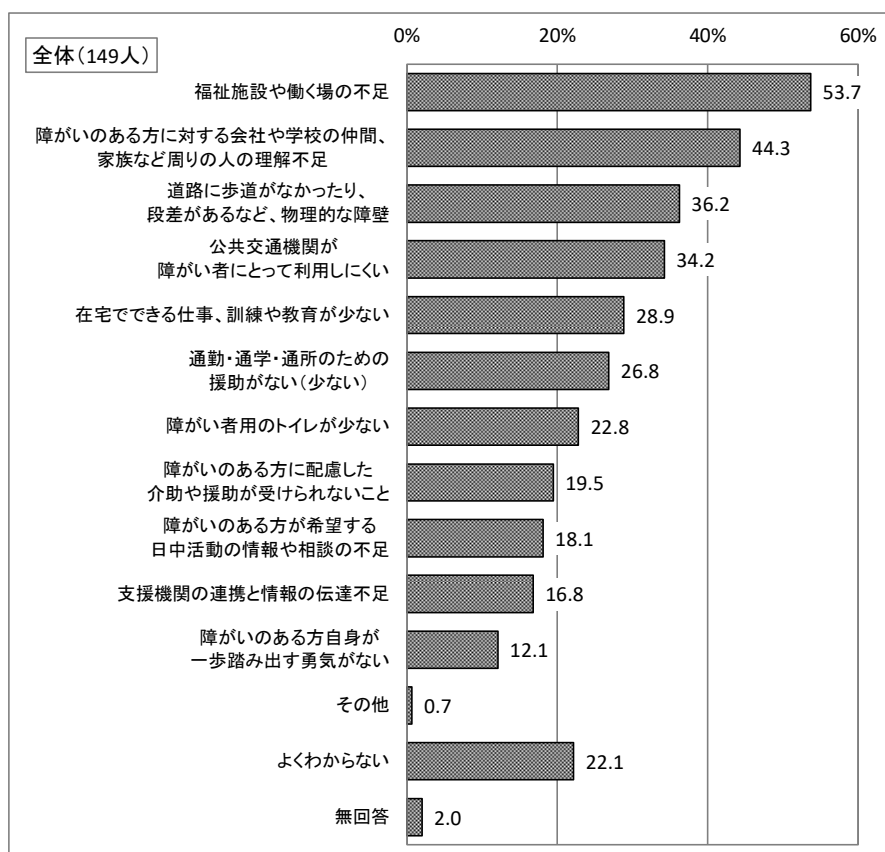
■ 障がい者への理解を深めるために必要なこと



③ 障がい者の社会参加について

- 障がい者の社会参加についての理解については、「理解が深まっているとは思わない」が20.8%となっており、「理解が深まってきていると思う」(12.1%)より多くなっています。
- 障がい者に対する差別や偏見については、「感じる」が62.4%と6割強を占めています。差別や偏見の場面については、「外での視線」が75.3%と4人に3人の割合となっています。次いで「仕事や収入面」が58.1%、「教育の場」が31.2、「隣近所づきあい」が25.8%となっています。
- 障がい者が社会参加する上で、障壁になっていると思われるものについては、「福祉施設や働く場の不足」が53.7%で最も多く、次いで「障がいのある方に対する会社や学校の仲間、家族など周りの人の理解不足」が44.3%と、社会参加の場と障がいへの理解が課題として挙げられています。
- 障がい者の社会参加については、「今より社会参加すべきだ」が33.6%で最も多くなっています。「積極的に社会参加すべきだ」は27.5%、「今のままでよい」は4.0%となっています。

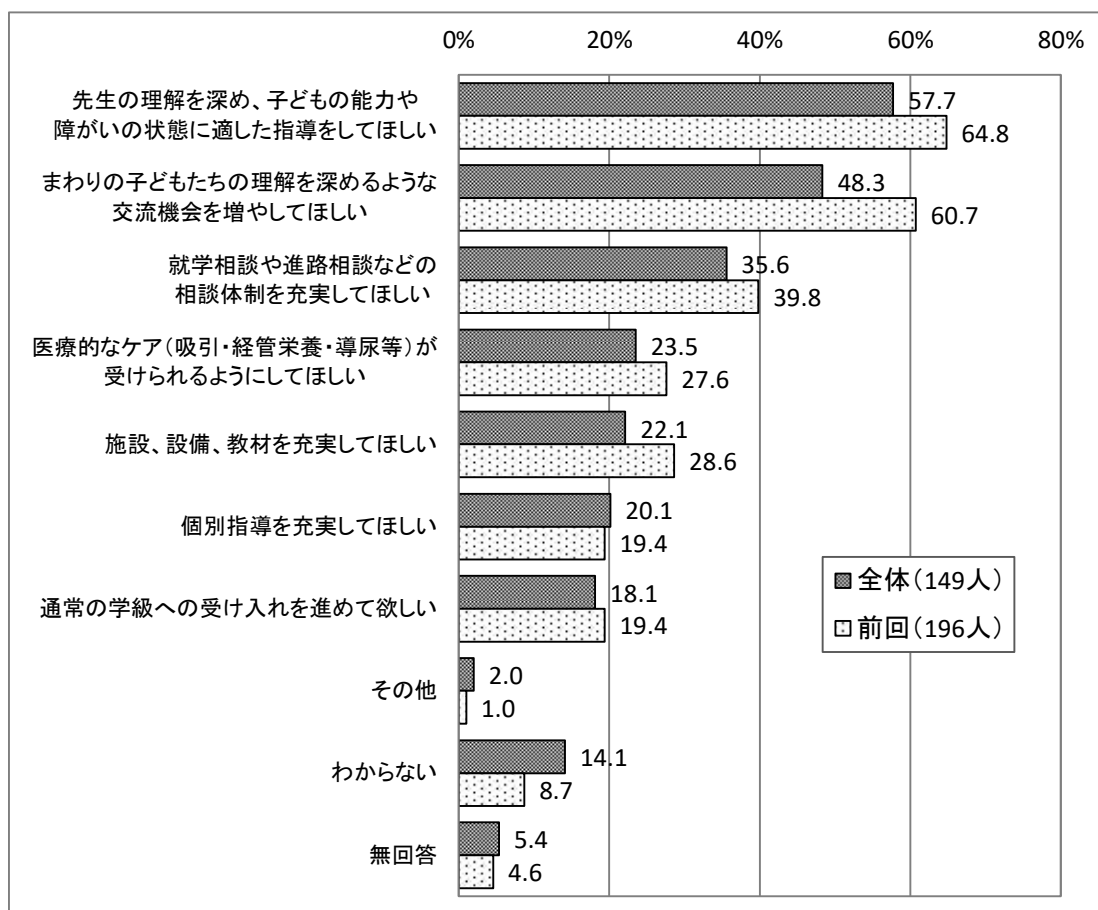
■社会参加での障壁



④ 障がい児の教育について

- 障がい児の通級・通学については、「保護者や子ども自身の意思を尊重するべきだ」が38.9%で最も多く、次いで「地域の学校で特別支援学級に通うのが良い」が21.5%、「地域の学校で普通学級に通うのが良い」が17.4%となっています。
- 幼稚園、保育園、学校で障がい児に配慮したらよいと思うこととしては、「先生の理解を深め、子どもの能力や障がいの状態に適した指導をしてほしい」が57.7%で最も多く、次いで「まわりの子どもたちの理解を深めるような交流機会を増やしてほしい」と障がい児への理解が求められています。

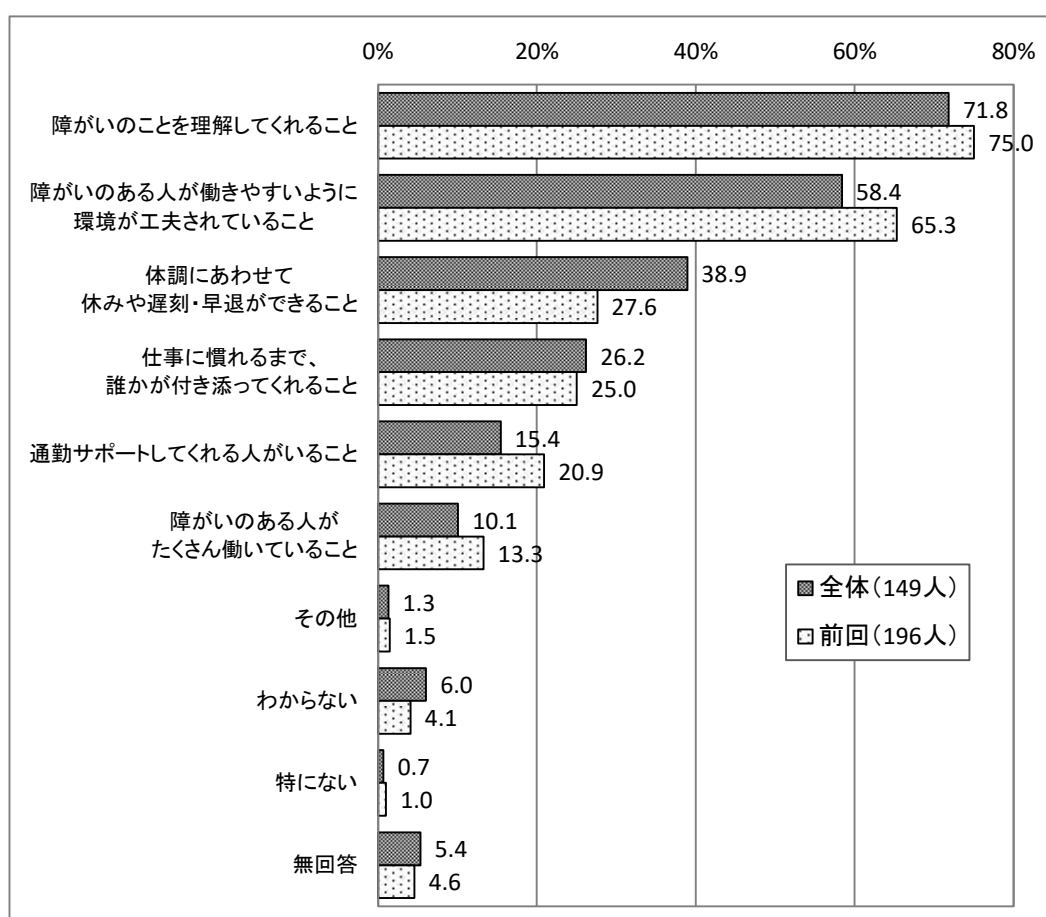
■学校等での障がい児への配慮



⑤ 障がい者の就労について

- 障がい者が働くために必要な取組としては、「企業など雇用主に対する障がい理解の促進」が63.1%で最も多く、次いで「一緒に働く上司や同僚などに対する障がい理解の促進」が56.4%と、ここでも障がいへの理解が課題として挙げられています。
- 障がい者が働く場に必要なこととしては、「障がいのことを理解してくれること」が71.8%で最も多く、次いで「障がいのある人が働きやすいように環境が工夫されていること」が58.4%、「体調にあわせて休みや遅刻・早退ができること」が38.9%となっています。

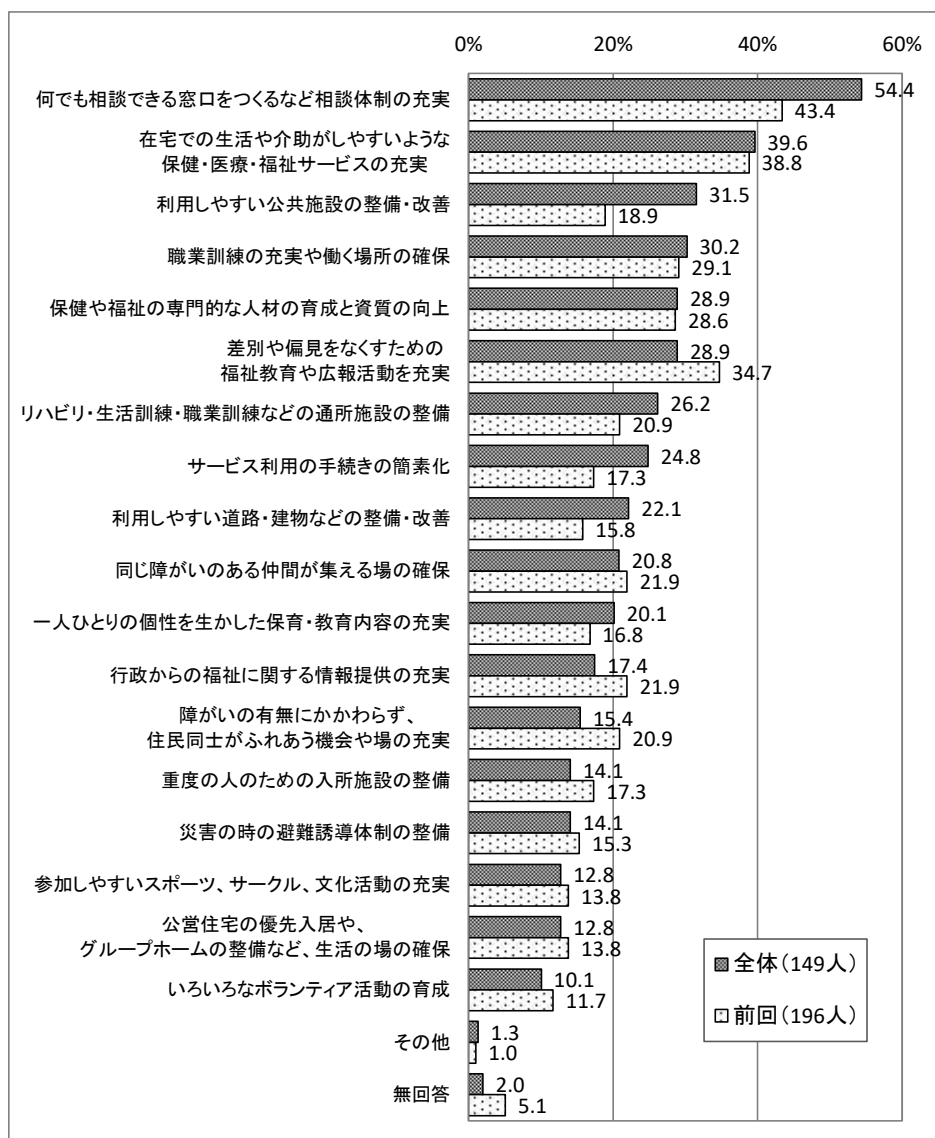
■働く場に必要なこと



⑥ 地域社会について

- 障がいのある人にとって、中山町は暮らしやすい町だと思うかについては、「どちらかという、暮らしにくい町だと思う」が 43.6%で最も多くなっています。「暮らしにくい町だと思う」(11.4%)を合わせると 55.0%と半数以上が暮らしにくい町だと感じています。障がい者調査では 57.3%が暮らしやすい町だと感じていましたので、一般町民では障がい者のための更なる環境の整備が必要であると認識されています。
- 暮らしやすい町づくりのために力を入れることについては、「何でも相談できる窓口をつくるなど相談体制の充実」が 54.4%で最も多くなっています。次いで「在宅での生活や介助がしやすいような保健・医療・福祉サービスの充実」「利用しやすい公共施設の整備・改善」となっています。

■暮らしやすい町づくりのために力を入れること



（３）関係団体等ヒアリング調査

関係団体等ヒアリング調査では、コロナ禍で様々な活動に影響が出ていることが指摘されていました。また、人との接触が難しくなっていることで、家庭訪問による状況確認やイベント等の交流に影響が出ています。

ま団体・組織としては、組織の硬直化による会員数の伸び悩みや運営継続の問題も指摘されていました。

また、障がいへの理解は着実に上がってはいるものの、まだ足りないとの指摘もあり、今後の重要な課題となっています。

問題点	課題
■コロナによる影響は様々な場面でおきている ・家庭訪問がしにくい ・イベントや集会を開催しにくい ■個人情報の収集が難しい ■団体の会員数の減少 ・新規加入者の減少 ・会員の高齢化 ・組織・団体の存在意義の薄れ ■相談できる場所、人が不足している ■障がいへの理解が足りていない	○コロナ禍での対応 ○個人情報についての議論・検討 ○組織・団体の支援と交流 ○障がいへの理解促進 ○障がい児の意思の尊重 ○障がい児の保護者の交流 ○相談支援事業所の設置 ○町内に不足しているサービスの洗い出し ○災害時の対応

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念
2. 基本目標
3. 施策の体系

1. 基本理念

中山町では『第6次中山町総合発展計画』において、「郷土の誇りを未来につなぐ ひとが輝く健幸のまち なかやま ～思いやりの絆で築く みんなの想いが響くまち～」を将来像として設定し、進行する人口減少に配慮しながら、次世代へ引き継ぎつつ、多くの人々が安心して住み続けることができるまちづくりを進めています。

障がい福祉分野では平成 24 年度に「第2次中山町障がい者福祉計画」を策定し、基本理念として掲げた「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」実現のため、障がいがある人も地域で快適な生活を送れるまち、地域の中で自立した生活ができるよう、総合的なサービスを提供できるまちを目指して、障がい福祉施策の推進に努めてきました。

「第3次中山町障がい者計画」では、これらの考え方を踏まえ継承した上で、以下の基本理念を設定します。

《基本理念》

障がいの有無にかかわらず、互いに人格と個性を尊重し、
共に支え合いながら自立して生活できるまちづくり

2. 基本目標

第3次障がい者計画においては、第2次計画に掲げられた2つの基本的考え方に沿って、継続した活動を実施していきます。

障がいがある人も地域で快適な生活を送れる社会の実現

地域の中で自立した生活ができるよう、総合的なサービスを提供できる社会の実現

これらの社会の実現に向けて、6つの基本目標を設定し、体系的な計画の推進に取り組んでまいります。

基本目標1 障がいに対する理解の促進

基本目標2 社会参加の推進

基本目標3 教育・雇用・就業の支援

基本目標4 保健・医療サービスの充実

基本目標5 住みよい福祉のまちづくり

3. 施策の体系

【 基本理念 】

障がいの有無にかかわらず、互いに人格と個性を尊重し、
共に支え合いながら自立して生活できるまちづくり

【 基本目標 】

基本目標 1
障がいに対する理解の促進

基本目標 2
社会参加の推進

基本目標 3
教育・雇用・就業の支援

基本目標 4
保健・医療サービスの充実

基本目標 5
住みよい福祉のまちづくり

基本目標 6
生活支援の充実

【基本目標を達成するための施策】

【取り組み】

施策 1-1 相互理解の推進

1-1-1 広報媒体の活用による啓発
1-1-2 町民からの要望の把握

施策 1-2 障がい者を理由とする差別の解消の推進

1-2-1 広報・啓発活動の推進
1-2-2 合理的配慮の推進

施策 1-3 福祉教育の推進

1-3-1 学校での啓発活動の推進
1-3-2 交流事業の推進

施策 2-1 外出支援の充実

2-1-1 公共交通機関の整備促進
2-1-2 助成制度の啓発

施策 2-2 ボランティアの推進

2-2-1 障がい者に対するボランティアの育成支援
2-2-2 ボランティア団体等と障がい者団体等との連携
2-2-3 障がい者団体活動の推進

施策 2-3 スポーツ・文化活動の推進

2-3-1 障がいを持つ人の参加事業の充実
2-3-2 指導人材の育成

施策 3-1 障がい児療育・保育・教育の充実

3-1-1 教育相談の充実
3-1-2 交流教育の推進
3-1-3 適正な就学指導
3-1-4 障がい児へのサポート

施策 3-2 障がい者雇用の促進

3-2-1 雇用及び理解の促進
3-2-2 福祉的就労の支援

施策 4-1 障がいの発生予防・早期発見

4-1-1 障がい発生原因や予防の意識啓発
4-1-2 健康診断の充実

施策 4-2 医療とリハビリテーションの充実

4-2-1 医療に関わる助成制度の利用促進
4-2-2 リハビリテーション事業の充実

施策 4-3 精神保健と難病対策

4-3-1 精神障がい者の保健事業の推進
4-3-2 難病患者に対する関係機関の連携強化

施策 5-1 住環境の整備

5-1-1 グループホーム・ケアホームの整備
5-1-2 バリアフリー住宅の啓発
5-1-3 住宅改修の推進

施策 5-2 ユニバーサルデザインの推進

5-2-1 公共施設等のバリアフリー・ユニバーサルデザインの整備促進
5-2-2 道路の整備

施策 5-3 防犯・防災対策の推進

5-3-1 災害発生時の体制等の検討

施策 6-1 相談体制の充実

6-1-1 各種相談事業の充実と活性化
6-1-2 総合相談窓口の整備

施策 6-2 経済的支援制度の充実

6-2-1 手帳取得のための啓発及び各種支援制度の周知
6-2-2 各種支援内容の充実

施策 6-3 障がい福祉サービス等の利用の促進

6-3-1 障がい福祉サービスの利用促進
6-3-2 福祉人材の充実

施策 6-4 人権・権利擁護の推進

6-4-1 成年後見制度の利用促進
6-4-2 虐待防止対策の推進

第4章 施策・事業の展開

基本目標 1. 障がいに対する理解の促進

基本目標 2. 社会参加の推進

基本目標 3. 教育・雇用・就業の支援

基本目標 4. 保健・医療サービスの充実

基本目標 5. 住みよい福祉のまちづくり

基本目標 6. 生活支援の充実

基本目標 1. 障がいに対する理解の促進

障がいの有無にかかわらず、共に支え合いながら自立して生活できるまちづくりの実現のためには、障がい者を取り巻く人たちが障がいに関して正しく理解し、あらゆる場面において障がいを理由とする差別をなくし、すべての人々が互いに人格と個性を尊重し合うことが重要です。

そのため、障がいへの正しい理解を深めるための啓発活動及び情報提供活動、障害者差別解消法の周知及び福祉教育の推進に取り組むほか、障がい者との様々な交流を通して、障がい者を地域で支え合う町民意識の醸成に努めます。

■施策 1-1. 相互理解の推進

「障がい」は、人々の個性と同様に多様であり、日々の生活のあり方、取り巻く環境によって必要とされる支援も異なってきます。画一的な支援ではなく、その時々において、周りの人々が手を差し伸べられるように、障がいについての理解を促進し、障がい福祉について啓発していくことが重要です。

そのため、様々な情報提供機会を捉えて、積極的に障がいに関する情報を提供していくほか、地域自立支援協議会を通じて町の障がい福祉が抱えている課題や問題点を協議し、町が取り組むべき方向を検討していきます。

また、本計画は町が進める障がい福祉の全体像を示すものです。本計画を広く町民に知っていただき、町の方向性を共有してまちづくりを推進していくことが実効性を高めることにつながりますので、本計画の町民への周知を図っていきます。

【取組 1-1-1：広報媒体による啓発】

主な取組	取組内容	事業主管課
1. 町広報紙での啓発	広報紙を活用し、様々な障がいについての情報提供を行っていくとともに、社会生活を営む上での障壁や支援の方法などについて啓発していきます。	健康福祉課
2. 計画概要版・パンフレットの配布	「障がい者計画」を広く町民の方に知っていただくために、計画書を町のホームページで閲覧できるようにし、また計画の概要版やパンフレット等を作成して、計画内容を広く周知していきます。	健康福祉課

主な取組	取組内容	事業主管課
3. 難病や内部障がい等の理解促進	障がいは目に見える障がいだけでなく、発達障がいや難病、高次脳機能障がいなど様々な形で存在していますので、広く生活の障壁となるものについての理解促進を図っていきます。	健康福祉課

【取組 1-1-2：町民からの要望の把握】

主な取組	取組内容	事業主管課
4. 地域自立支援協議会	地域自立支援協議会は、地域における障がい福祉に関する関係者による連携及び支援の体制に関する協議を行うための会議です。この場において、地域の課題を共有し、課題を踏まえて、地域のサービス基盤の整備を推進していきます。	健康福祉課

施策 1-2. 障がいを理由とする差別の解消の推進

平成 28 年 4 月に施行された「障害者差別解消法」では、障がいを理由とする不当な差別的取扱いが禁止されました。また、障がい者等に対する合理的配慮の不提供を差別と規定しています。合理的配慮とは、国や町、事業者が過度な負担にならない範囲で行う障がい者への配慮のことで、提供する場所やサービスにおいて障がい者にも利用しやすいように改善していくものです。この合理的配慮は、これまで事業者に対しては努力義務でしたが、令和 3 年の改正で義務化されました。

また、「障害者差別解消法」で対象となる障がい者等は、身体障がい、知的障がい、精神障がい、その他心身の障がいのある人で、障がいや社会的障壁によって日常生活や社会生活が困難となる人とされており、障害者手帳の所持者に限られるものではありません。

アンケート調査では、障がい者では 2 割弱、一般町民では 6 割以上の方が差別や偏見があると感じており、障がいを理由とする差別の解消に向けて、障がいや難病についての理解啓発は重要な課題となっています。

【施策1-2-1：広報・啓発活動の推進】

主な取組	取組内容	事業主管課
5. 情報発信・啓発活動	障がい者に対する差別にはどのようなものがあるのか、また合理的になされるべき配慮にはどのようなものがあるのかなど、差別に関する情報発信、啓発活動を推進していきます。	健康福祉課

【施策1-2-2：合理的配慮の推進】

主な取組	取組内容	事業主管課
6. 障がい者団体等の啓発活動支援	障がい者団体が実施している差別解消に向けての取組や合理的配慮を推進していく活動などを町の広報媒体を活用して紹介するなど、活動支援を行っていきます。	健康福祉課
7. 差別解消法の周知、啓発・研修の実施	「障害者差別解消法」の周知と、解消法の考え方、差別とは気づきにくい日頃の行動など、障がい者差別の実態や解消に向けての取組を啓発していきます	健康福祉課

施策1-3．福祉教育の推進

「福祉」とは何か。地域における福祉の役割や必要性を理解することは、障がい福祉だけでなく、介護や子育て、自立支援など地域福祉全般の施策を推進していく上で欠かせない重要な基盤となるものです。

生涯学習や学校など学びの場において障がい福祉について学び、障がい者への理解を深めることで、お互いに支え合う地域づくりの基礎としていくことを目指していきます。

また、地域で相互理解を深めるための交流活動などの実際に触れ合える活動を進めるとともに、障がいの特性や合理的な配慮に係る周知を行い、地域の理解と協力を求めていきます。

【施策1-3-1：学校での啓発活動の推進】

主な取組	取組内容	事業主管課
8. 交流学习の推進	普通学級との交流学习など、児童・生徒同士の交流の場を増やし理解を深める教育を推進します。必要に応じ、教育委員会による学校訪問を行い、個々の交流学习への指導・助言を行います。	教育課
9. 精神科医アドバイザー事業	教育支援委員会に医師を派遣し、障がいを持つ児童生徒の就学について、専門的な見地から指導・助言をいただき、適正な就学につなげていきます。	教育課
10. 教職員への理解促進研修	小中学校へのスクールカウンセラーの派遣により、児童生徒や保護者に対するカウンセリングの実施に加え、学習支援や教育環境づくりについて教職員に対する専門的な見地からのアドバイスを行っていきます。	教育課

【施策1-3-2：交流事業の推進】

主な取組	取組内容	事業主管課
11. 障がい者いきいきサロン	障がい者いきいきサロンとして、障がい者の方を対象とし、講話、屋内レクリエーション、昼食会等を行い、交流の場を設けています。	社会福祉協議会
12. 地域交流活動の開催	障がいのある人と町民との交流の機会を設け相互の理解を促進するため、障がい者団体等の取り組むスポーツ・文化活動、イベントの開催を支援し、町民の積極的な参加を促します。	健康福祉課 社会福祉協議会
13. 地域交流活動への支援	福祉イベントや障がい者支援団体等が主催する交流会の開催を支援します。	健康福祉課 社会福祉協議会

基本目標 2. 社会参加の推進

障がい者の社会参加を進めていくためには、参加できる活動の発掘・創出や参加可能な事業や活動情報を届けていくことが重要になります。

障がい者へのアンケート調査では、日常生活での外出について「月に1回又は年に数回」(7.1%)、「外出していない」(8.8%)とあまり外出していない方が15.9%となっています。また、外出時に困ることとしては、公共交通機関や障がい者用駐車場が少ないことが困るとの回答が多くなっており、外出手段への支援が重要であることがわかります。

障がい者へのアンケート調査では、これからしたい活動として「買い物」(44.1%)、「旅行」(37.5%)、「趣味などのサークル活動」(20.3%)など、活動意欲は高く、参加における障壁を取り除くことが社会参加の推進に向けて重要な課題となります。

地域社会とつながり、多くの人々と活動できることは、日々の生活を豊かにし充実した暮らしに欠かせないものとなりますので、ボランティアや地域スポーツなどを通じて社会参加が果たせるよう取り組んでいきます。

また、ボランティア活動や人材育成等で合理的配慮を啓発していくなど、障がい者の社会参加に向けた環境整備を図っていきます。

■施策 2-1. 外出支援の充実

障がい者の積極的な社会参加を実現するためには、移動手段の確保と外出の支援が重要です。移動手段を確保することによって、障がい者は外出に対する抵抗感が少なくなり、日常生活の行動範囲が飛躍的に拡大します。

外出支援については、サービスの充実のほかに、障がい者が安全かつ身体的負担の少ない方法で移動できるような障がい種別に合った個別の対応と同時に、市民が障がい者の気持ちを傷つけない配慮や思いやりを持って接することが求められます。

【取組 2-1-1：交通機関の整備促進】

主な取組	取組内容	事業主管課
14. 各種協議会等を通じた運行事業者等への要望	公共交通機関へ、各機関のバリアフリー化対応について整備を要望します。JR 左沢線対策協議会や仙山線整備促進同盟会などを通じた運行事業者への要望を実施していきます。	総合政策課

主な取組	取組内容	事業主管課
15. 有料道路における障害者割引制度	外出に伴う助成制度として、旅客運賃・有料道路通行料金等の各種交通機関の割引制度についての利用啓発を図ります。	健康福祉課

【取組2-1-2：助成制度の啓発】

主な取組	取組内容	事業主管課
16. 福祉タクシー及び給油費助成事業	手帳所持者に対し、タクシー券（年間最大27枚（600円／枚）・給油券（年間最大12枚（1,000円／枚））を交付します。※等級等の要件あり。令和3年度末現在。	健康福祉課
17. 中山町車椅子短期貸付事業	外出のため車椅子を必要とする高齢者及び身体障がい者等に対し、2週間程度の短期間車椅子を貸し出します。	健康福祉課
18. 寝たきり老人等移送サービス	寝たきり状態のため普通車両では外出が困難な高齢者又は重度身体障がい者（児）に対し、移送サービス利用券を交付します。	健康福祉課

■施策2-2. ボランティアの推進

現代社会は、メディアやインターネットの発達によって、様々な価値観が生まれ、ライフスタイルの多様化とそれを受け入れる社会風土の浸透により、日常生活で生じる問題も複雑かつ多様化しています。更に、問題に直面した人々を支える地域のつながりは希薄化してきており、問題の解決に向けては、住民や行政、関係団体等が相互に協力しながら取り組んでいくことが求められています。

ボランティア活動は、障がい者への支援や社会参加の支えになるだけでなく、その活動を通じて障がい者の抱える問題に対する理解や障がい者に対する認識を深めることにもつながり、地域福祉を支える重要な活動であると言えます。また、社会参加の一環として障がい者自身が、ボランティア活動に参加し、社会に貢献していくことも有意義です。

町民に対し、ボランティア活動への理解と協力を求め、地域のボランティア団体の育成・支援を推進していきます。

【取組2-2-1：障がい者に対するボランティアの育成支援】

主な取組	取組内容	事業主管課
19. 社会福祉協議会広報誌による障がい者団体の活動紹介	障がいを持つ人が社会参加をする第一歩として重要な役割を担う障がい者団体の活動等を社協だよりを通してPRします。また、障がい者団体への加入について側面から支援します。	社会福祉協議会
20. 障がい者いきいきサロン（再掲）	障がい者いきいきサロンとして、障がい者の方を対象とし、講話、屋内レクリエーション、昼食会等を行い、交流の場を設けています。身体障がいをお持ちの方だけではなく、知的障がいをお持ちの方も参加しています。	社会福祉協議会

【取組2-2-2：ボランティア団体等と障がい者団体等との連携】

主な取組	取組内容	事業主管課
21. ボランティア団体等交流促進	様々なボランティア団体の相互理解によって、より充実した活動となっていくように、ボランティア団体の交流の場を設け、異なる活動をしているボランティア団体による交流促進を図っていきます。	健康福祉課

【取組2-2-3：障がい者団体活動の推進】

主な取組	取組内容	事業主管課
22. 各障がい者団体補助金	各障がい者団体に補助金を交付しています。	健康福祉課
23. 手話教室	手話へ興味のある方、手話を基礎から学びたい方、再度基礎から学びたい方を対象に手話教室を開催します。山形県聴覚障害者情報支援センターからろう講師（聴覚障がい者）ときこえる講師（手話通訳者）のペアで派遣される講師が指導します。	社会福祉協議会

■施策2-3. スポーツ・文化活動の推進

障がい者の生涯学習活動やスポーツ・レクリエーション活動、文化活動への参加は、自立と社会参加を促進するだけでなく、生活の質の向上を図り、生きがいのある豊かな生活を送るために大切なものです。

また、障がいのある人とない人とが共に活動することは、地域の人々の障がいに対する理解を得る機会としても重要な役割を果たします。障がいの種別、程度に関わらず、誰もが気軽にスポーツや文化活動、レクリエーション活動に参加できるような機会の拡大を図り、障がい者が参加しやすい環境を整えるとともに、障がい者に対して各種活動に関する情報提供を行い、障がい者のスポーツ・文化活動の推進を図っていきます。

また、障がい者スポーツは、以前のリハビリの一環という考え方から、生活を豊かにするためのものへと広がってきており、更にはパラリンピックに象徴される、競技としての取組もなされています。しかし、障がい者の場合、介助者なしにスポーツに取り組むことは困難な場合があります。また障がい者スポーツの指導者が不足しているという現実があります。障がい者がどのような文化・スポーツ活動をし、どのような支援を必要としているか把握し、障がい者のニーズに応えられる支援に取り組んでいきます。

【取組2-3-1：障がいを持つ人の参加事業の充実】

主な取組	取組内容	事業主管課
24. チャレンジデーの開催（実行委員会運営）	毎年5月の最終水曜日に、世界中で開催される住民総参加型のスポーツイベント。対戦する市町村を定め、1日15分以上、スポーツを行った住民の数（参加率）で競います。※令和3年度末現在	教育課

【取組2-3-1：指導人材の育成】

主な取組	取組内容	事業主管課
25. 中山町スポーツ指導者資格取得補助金交付要綱	スポーツ指導者の養成と資質の向上及び町民のスポーツ活動環境の向上を図るためスポーツ指導者の資格を取得する者に補助金を交付します。	教育課

基本目標 3. 教育・雇用・就業の支援

ノーマライゼーションの理念からは、障がいのある子どもも、障がいのない子どもとできる限り共に教育を受けることが本来の姿です。そして、障がい児の療育・教育・育成においては、その子が持っている能力を最大限に伸ばし、地域の中で生きがいを持って自立した生活を送るために必要な基礎知識などを身につけることが目標となります。そのためには、できるだけ早期に障がいを発見し、必要な教育、療育及び支援を行うこと、また一人ひとりの障がいの状態や発達段階、特性に応じてより良い環境を整え、障がいのない子どもとともに学び合える教育を行うことがなによりも重要です。

平成 28 年に国が批准した「障害者の権利に関する条約」では、「われわれのことを我々抜きで勝手に決めないで (Nothing about us without us!)」というスローガンのもと、障がい者の人権が最大限に尊重されています。教育の場においても、一人ひとりの教育ニーズに基づいた学びができる環境を整え、子どもの意思を尊重し、すべての子どもたちが地域の一員として生活を送ることができるような学校教育の充実を図っていきます。

また、学校卒業後の就業も含めて、ハローワーク、障害者就労支援センター、障害者相談支援センター等の関係機関との連携を強化し、障がい者の一般就労の受入先の確保、就労継続のための就労支援を充実させ、安心して就労できる支援を提供していきます。

今後は、新しいサービス体系に対応したサービス提供基盤の充実を図るとともに、障がい児の支援に重複的に関わる関係機関のネットワークの強化を引き続き推進し、切れ目のない支援ができるよう、更なる体制整備を図っていく必要があります。

■施策 3-1. 障がい児療育・保育・教育の充実

障がいのある子どもの能力や個性を最大限に伸ばしていくためには、乳幼児期から学校卒業までのライフステージに応じた支援が重要です。また、できるだけ早い時期から必要な療育等をはじめすることで、本人や家族の負担を軽減でき、成長に伴う様々な環境の変化に対応していくことが可能となります。

そのため、障がいの早期発見のための相談体制や巡回・訪問の充実に努めるとともに、取り巻く人々の発達・障がいに関する理解を深め、個性やライフステージに応じたきめ細かな療育・教育支援の充実を図ります。

【取組3-1-1：教育相談の充実】

主な取組	取組内容	事業主管課
26. 教育相談窓口の設置及び学校巡回相談や訪問相談の実施	児童・生徒の状況を細かく把握するとともに、きめ細かい相談に応じられる体制を整えます。教育相談窓口の設置及び学校巡回相談や訪問相談を実施します。	教育課
27. スクールカウンセラーの派遣	小中学校へのスクールカウンセラーの派遣により、児童生徒や保護者に対するカウンセリングの実施に加え、学習支援や教育環境づくりについて教職員に対する専門的な見地からのアドバイスを行います。	教育課

【取組3-1-2：交流教育の推進】

主な取組	取組内容	事業主管課
28. 個に応じた通常学級との交流学習の推進	普通学級との交流学習など、児童・生徒同士の交流の場を増やし理解を深める教育を推進します。校内支援委員会による個々の児童生徒の実態把握に行い、個別最適な交流学習を図ります。また必要に応じ、教育委員会による学校訪問を行い、個々の交流学習への指導・助言を行います。	教育課

【取組3-1-3：適正な就学指導】

主な取組	取組内容	事業主管課
29. 教育支援委員会の開催	年3回、教育支援委員会を開催します。教育支援委員会への精神科医篠派遣を実施し、より適正な就学支援を図っていきます。	教育課
30. 特別支援教育支援員や学習相談員の配置	教育に関し専門的な知識と指導技術を有する教員免許を取得している人材の確保、検査等資格を有する人材の確保など、特別教育支援教育に関する施策を更に拡充していきます。	教育課
31. 町特別支援連携協議会の開催	町特別支援連携協議会に幼・保・小・中学校及び関係課を招集し、切れ目のない教育支援システムを協議していきます。	教育課

【取組3-1-4： 障がい児へのサポート】

主な取組	取組内容	事業主管課
32. 障がい児に対するサービスの給付	関係機関及び障がい者支援施設等と緊密に連携し、利用ニーズが生じた場合は適切なサービスが提供されるようサービスの確保を図り、障がい児福祉計画に基づいた、障がい児支援の利用促進を図っていきます。	健康福祉課
33. 医療的ケアに対応した支援体制の検討	重症心身障がい児を支援する障害児通所支援事業所の確保を目指すとともに、医療的ケア児のための関係機関との協議の場の設置及び医療的ケア児等コーディネーターの配置を検討します。	健康福祉課

■施策3-2. 障がい者雇用の促進

障がい者が個人の適性と能力に応じた職業に就き、社会経済活動に参加することは、社会にとっても大変有益なことであり、障がい者自身の生きがいにもつながることから、能力や障がいの状況に応じた職業能力開発の機会を確保するとともに、障がい者の雇用機会の拡大を図っていきます。

障がい者雇用の促進と定着を図るため、障がい者法定雇用率や障がい者雇用促進のための助成金及び援助制度、あるいは税制上の優遇措置についての周知に努めていきます。

障がい者のアンケート調査では、障がい者が企業で働くために必要な取組としては、「企業など雇用主に対する障がい理解の促進」(38.9%)と「一緒に働く上司や同僚などに対する障がい理解の促進」(37.5%)が上位2項目に挙げられています。また、就労環境に必要なことについては、「障がいのことを理解してくれること」が半数以上を占めています。

職場での障がいに対する理解は、障がい者が最も懸念するところであり、事業主や同じ職場で働く人々に対して理解を得るための啓発活動を充実させ、障がいのある人の職場定着の向上に努めていきます。

また、障がい者の一般就労や職業的自立を促進するために、障害者職業センターや障害者就業・生活支援センター、公共職業安定所等の関係機関と連携し、就労に対する不安解消に努め、障がい者の能力や障がいの種類や程度に応じた職業リハビリ

リテーション等の機会を促進します。

【取組3-2-1：雇用及び理解の促進】

主な取組	取組内容	事業主管課
34. 障がい者雇用に関する広報・啓発	障がい者の雇用は地域社会にとって大変有益なことであるため、雇用促進に向けて、障がい者雇用に関わる支援制度、事例等の情報発信を行い、障がい者雇用の啓発を行っていきます。	健康福祉課
35. 障がい者職場定着の推進	就労に向けた支援を受けて通常の事業所に雇用された方に、就労の継続を図るために必要な事業主との連絡調整等を行います。	健康福祉課
36. 障がい者雇用の促進と法定雇用率の啓発	国や県や公共職業安定所等の関係機関と連携して、障がい者雇用に対する事業者への理解を促進し、雇用の拡大を図ります。また、障がい者に対して、離職防止等についての相談等を行います。	健康福祉課

【取組3-2-2：福祉的就労の支援】

主な取組	取組内容	事業主管課
37. 障がい福祉サービス（就労継続支援、就労移行支援）	相談支援事業所との連携を強化し、若者サポートセンター等を活用しながら、雇用の拡大を図ります。障がい福祉サービス（就労継続支援、就労移行支援）の利用促進を図り、訓練等給付の支給決定、障がい者雇用に関する相談を行います。	健康福祉課
38. 地域活動支援センター	障がいのある人が通い、創作的活動又は生産活動の提供、社会との交流の促進等の便宜を図ります。	健康福祉課

基本目標 4. 保健・医療サービスの充実

障がい者は、比較的健康づくりや疾病予防のための情報を得る機会が少なく、施設・設備や人的サービス面で健診を受けにくい傾向にあります。特に、知的・精神障がい者の中には、病気の特性から自身の病気を自覚する意識が低く、適切な医療を受けることが難しい状況にある人もいます。

本町では、保健師が家庭訪問や窓口等において、療養上の心配や生活の中での悩みを聞き、医療機関をはじめとする関係機関と連携を図りながら、保健指導を行うこととしています。新型コロナの影響で家庭訪問や直接相談を受けることが難しい状況が続いていますが、適切な感染対策を施しながら保健指導を継続していきます。併せて、障がい者の家族の相談を受け、家族が悩みを抱え込まずに負担軽減できるよう、支援しています。

また、定期的な医学管理を必要とする障がい者の増加や、障がいに伴う二次障がいの予防に対応するためにも、障がい者の健康管理やリハビリテーション、医療の充実を図っていきます。

■施策 4-1. 障がいの発生予防・早期発見

身体障がい者の障がいの原因は後天性疾病によるものが多く、中でも「脳血管疾患」、「心臓疾患」を原因とするものが増加しています。そのため、生活習慣病の予防対策として勧めている特定健診や特定保健指導等は、障がいの予防にもつながります。

また、先天的な障がいについては、これを早期に発見し、適切な治療、療育につなげることで障がいの軽減や生活能力の向上を図ることができます。

本町では、3か月児、11 か月児、1 歳6か月児、3 歳児に乳幼児健康診査を実施し、健康状態の確認・問題の早期発見を行っています。

今後も障がいの早期発見、早期治療へ向けた保健・医療の連携を強化し、家族を含めたサポート体制の充実を図っていきます。

【取組4-1-1：障がい発生原因や予防の意識啓発】

主な取組	取組内容	事業主管課
39. 情報提供・啓発事業	障がいの早期発見の有用性、障がいの理解による適切な支援の活用など、予防と適切な対処について、幅広く周知し意識啓発を図っていきます。	健康福祉課
40. 乳幼児健診等事業	3か月児健診（内科）、11か月児健診（内科）、1歳6か月児健診（内科・歯科）、2歳児歯科検診（歯科）、3歳児健診（内科・歯科）を実施しています。	健康福祉課

【取組4-1-2：健康診断の充実】

主な取組	取組内容	事業主管課
41. 総合健診、さわやか健診、1日人間ドック、女性のための単独検診	がん検診を中心とした検診対象者把握と検診、若年層を対象とした健診（さわやか健診）、女性を対象とした検診（女性のための単独検診）を実施しています。	健康福祉課

■施策4-2. 医療とリハビリテーションの充実

障がいを軽減し自立を促進するためには、リハビリテーションが重要な役割を果たしており、その一層の充実を図る必要があります。障がい者にとっての医療及びリハビリテーションの充実は、病気の治癒だけでなく、障がいの軽減を図り、就労や地域社会への参加を促進するために不可欠なものです。

町では、医療関わる助成制度の利用促進を図り、リハビリテーションによる日常生活の質の向上に寄与するよう、支援制度の活用を促していきます。

【取組4-2-1：医療に関わる助成制度の利用促進】

主な取組	取組内容	事業主管課
42. 障害者自立支援医療医療費支給事業	精神科への通院の際の医療費（精神通院）、身体障がい者がその障がいを除去・軽減するための手術等の医療費（更生医療）、障がい児の身体障がいを除去・軽減するための手術等の医療費（育成医療）の助成を行います。	健康福祉課

主な取組	取組内容	事業主管課
43. 補装具費給付・日常生活用具給付	身体障がい者に対して、身体機能を補完又は代替し、長期間使用できる装具の給付（義足・車椅子等）を行います。 また、障がい者が日常生活を容易にする目的の用具の給付（人口膀胱・肛門装具（ストマ）、住宅改修等）を行います。	健康福祉課

【取組4-2-2：リハビリテーション事業の充実】

主な取組	取組内容	事業主管課
44. 障がい福祉サービス（生活介護・自立訓練等）	障がい者・児に対し、個々の障がい程度や状況を踏まえ、支給決定をし、サービス利用料を負担します。 生活介護（障がい者デイサービス）や、障がい者が自立した日常生活・社会生活を送れるよう、生活能力の維持・向上のための訓練を行う自立訓練等のサービスを行っています。	健康福祉課

■施策4-3. 精神保健と難病対策

障がい者には、健康の面での問題を抱えている人もおり、定期的な医療を必要とする人がいます。特に難病の人は療養が長期にわたるため精神的・経済的な面にも配慮した保健・医療事業の展開が求められています。

また、精神疾患に対する正しい知識を持つことで、発病を予防し、初期の段階で気づき、早期に医療につながることで、重症化の防止も可能となります。

本町でも、精神障がいの発生予防・早期発見のため、保健師による健康教育や相談・訪問指導を必要に応じて行うこととしていますが、精神障がいに対する理解はまだまだ十分とは言えず、偏見などもあり、早期対応、早期治療に結びつきにくい状況にあります。

今後は、メンタルヘルスについての普及・啓発と併せて精神障がいに対する偏見や差別の解消に向けて取り組んでいきます。

【取組4-3-1：精神障がい者の保健事業の推進】

主な取組	取組内容	事業主管課
45. こころの相談窓口（定期相談、随時相談）	こころの健康づくりを推進し、精神疾患等の予防に努めます。また、地域の人々が障がいに対する理解を深められるよう努めます。	健康福祉課

【取組4-3-2：難病患者に対する関係機関の連携強化】

主な取組	取組内容	事業主管課
46. 難病患者への福祉サービス等の情報提供	山形県の医療証の発行や、障害者手帳を持っていない難病患者等も利用できる制度の周知を図っていきます。	健康福祉課

基本目標 5. 住みよい福祉のまちづくり

障がい者が地域で安全に安心して暮らしていくためには、日常生活や外出、社会参加の妨げになる様々な社会的障壁を取り除いていくことが必要です。

そのため、日常生活の基盤となる住環境の整備、公営住宅のバリアフリー化や住宅改修の必要性について設置主体に対して意識の定着を図るとともに、改修費用の助成や技術的支援など住宅改修に対する支援施策の充実に努めます。

一般市民のアンケート調査では、中山町は障がい者にとって暮らしにくい町だとの意見が半数以上になっていました。また、暮らしやすい町づくりに必要なこととして「相談体制の充実」「保健・医療・福祉サービスの充実」「利用しやすい公共施設の整備・改善」が上位項目に挙げられています。

今後も、様々な「暮らしにくい」状況を把握し、暮らしにくさの早期解消に努め、障がいの有無にかかわらず誰もが利用しやすい「ユニバーサルデザイン」の導入を進めていきます。

また、異常気象によって災害の頻度と規模も変化してきており、災害時にも安心して暮らせるよう、災害弱者としての障がい者に配慮した防災体制の強化に取り組んでいきます。

■施策 5-1. 住環境の整備

障がい者が地域で生活していくためには、地域での住まいの場の確保が必要です。入所者、入院患者が地域生活への円滑な移行を進めていく上で、グループホームやケアホームの役割は極めて重要です。グループホーム及びケアホームについては、今後も地域的なバランスや住宅の質の確保等にも配慮しながら、検討していきます。

住宅のバリアフリー化については、対応が難しい場合もありますが、日々の生活だけではなく、災害時の安全面に関わるところでもあるので、バリアフリー化の促進を図っていきます。

【取組5-1-1：グループホーム・ケアホームの整備】

主な取組	取組内容	事業主管課
47. グループホーム・ケアホームの整備	自立した生活を希望する方や入所・入院からの地域生活への移行に対応するため、近隣市町と連携し、グループホームやケアホームの整備について検討していきます。	健康福祉課

【取組5-1-2：バリアフリー住宅の啓発】

主な取組	取組内容	事業主管課
48. バリアフリー住宅の啓発	広報誌や町のホームページを活用し、定期的に情報提供を行い、相談体制の整備などにより、バリアフリー住宅の啓発・普及に努めます。	健康福祉課

【取組5-1-3：住宅改修の推進】

主な取組	取組内容	事業主管課
49. 住宅改修の推進	日常生活用具給付等事業、住宅のバリアフリー化を行った際の補助金交付など障がい者のための住宅改修制度の利用促進に努めます。	健康福祉課 建設課

■施策5-2. ユニバーサルデザインの推進

本町においては、「バリアフリー新法」や県の「山形県福祉のまちづくり条例」を基本として、障がい者や高齢者が安心して快適な生活を送れるよう安全性・利便性・快適性が確保されたまちづくりを推進してきました。新設公共施設には、バリアフリーに配慮した建築がなされており、既存施設についてはバリアフリー化されていない施設もあるため、改善が必要な箇所について順次改修を行っています。

今後は、年齢・性別・国籍・障がいの有無など人々が持つ様々な違いを越えて、誰もが利用しやすいように配慮した施設や設備の整備などを推進するため「ユニバーサルデザイン」の考えに基づいてまちづくりを推進していきます。

また、「ユニバーサルデザイン」のまちづくりは行政のみで実現できるものではなく、事業提供者や町民など町全体の理解と協力が不可欠です。ハード面だけでなく

ソフト面においても「ユニバーサルデザイン」は重要な考え方となるため、誰もが住みやすいまちづくりに向けて「ユニバーサルデザイン」の考え方を啓発していきます。

【取組5-2-1： バリアフリー・ユニバーサルデザインの整備促進】

主な取組	取組内容	事業主管課
50. 中山町公共施設ユニバーサルデザイン基準策定事業	町が求める施設等のユニバーサルデザインの基準を定めます。	施設所管課
51. 中山町公共施設ユニバーサルデザイン整備事業計画策定事業	ユニバーサルデザイン基準に基づき、各施設で整備を要する箇所の調査を行い、年次計画による整備計画を策定し、進捗管理を行います。	施設所管課
52. 中山町ユニバーサルデザイン条例の設定	ユニバーサルデザイン基準を町全域に広げるため、民間の協力を規定する条例を設定し、ユニバーサルデザインの展開を図ります。	施設所管課

【取組5-2-2： 道路の整備】

主な取組	取組内容	事業主管課
53. 町道維持・補修事業	幹線道路や生活道路を整備する際には、歩道と車道、歩道と隣接施設との段差の解消を図るとともに、歩道上の障がい物解消等を図り安全性向上に努めます。	建設課

■施策5-3. 防犯・防災対策の推進

障がい者が安心して地域で生活するためには、火災や地震等の災害が発生した時に、情報の伝達や避難誘導等を迅速かつ適確に行い、被災の影響を最小限にとどめるとともに、避難先での生活についても個々の状態に応じた配慮が必要です。

本町では、「中山町地域防災計画」において、障がい者をはじめとする災害時要援護者に対する被災の予防や、緊急時の対応に関する計画を定め、「災害時要援護者避難プラン（災害時要援護者支援のための登録制度）」にも取り組んでいます。

個人情報の取扱いに十分に配慮しながら、災害時要援護者の把握に努め、更に、災害時における町民の、自助・共助の意識高揚のため、自治会等による自主防災組織の組織率の向上や、組織の育成にも取り組んでいます。

【取組5-3-1：災害発生時の体制等の検討】

主な取組	取組内容	事業主管課
54. 要避難者名簿	75歳以上の高齢者のみ世帯・一定以上の障がいをお持ちの世帯が対象となり、希望により名簿に記載します。災害時には、この要避難者名簿を活用し、所在確認、避難誘導にあたります。	健康福祉課
55. 総合防災訓練	総合防災訓練で、障がい者等の災害弱者の訓練を実施し、災害発生時の避難生活やケアの方法について啓発を行います。また、災害弱者に対して、緊急時の支援を迅速に行うため、自主防災組織等と自治体等の関係機関の連携体制の強化に努めます。	健康福祉課
56. 災害時の生活必需品の備蓄	各障がい者に必要な生活用品について障がい者団体等と協議し備蓄に努めます。	健康福祉課

基本目標 6. 生活支援の充実

障がい者の持つ悩みや問題は、その障がいの種類や障がい程度、年齢、家族や社会の状況などいろいろな要因によって異なります。家族や友人・知人のいる地域で安心して暮らしていくためには、日常生活で抱える諸問題を身近に相談でき、適切な助言を受けられる相談体制の確立が必要であり、それらの個々のケースに対応できる専門的な情報の提供・相談体制が必要とされます。

また、地域生活を進めていく上で、障がいにつけこんだ、財産管理や生活上の様々な権利侵害を受けることが想定されるため、これらの障がい者の権利や財産などを守る取組が必要です。そのため「成年後見制度利用支援事業」など権利擁護に関わる制度を広く周知し、制度活用を促進を図っていきます。

中山町では、障がい福祉サービス等の利用計画となる「第6次中山町障がい福祉計画・第2次中山町障がい児福祉計画」（令和3年度～令和5年度）を令和3年3月に策定し、障害者総合支援法並びに児童福祉法に基づく様々な事業を推進しています。

また、安全で安心した日常生活のためには、障がい者の人権が守られていることが前提となるため、障がい者の差別や虐待などを根絶させるため、広く差別や虐待の実態を周知し、これら人権を侵害する行為の防止に努めていきます。

■施策 6-1. 相談体制の充実

現在、町の窓口、町が委託している相談支援事業所で、障がい者や家族などを対象に様々な相談に応じているほか、地域の中で身体障害者相談員と知的障害者相談員を配置し支援を行っています。

【取組 6-1-1： 各種相談事業の充実と活性化】

主な取組	取組内容	事業主管課
57. 民生委員活動事業	民生委員への活動費の支給や、定例会開催、委員相互の連携強化及び各種研修会への参加等を通じて協議会を活性化するための活動に対し補助を行います	健康福祉課

主な取組	取組内容	事業主管課
58. 身障相談員、知障相談員設置事業	障がい者や家族など様々相談に対応するため、町内に身障相談員、知障相談員を配置しています。	健康福祉課
59. 地域生活支援事業（相談支援事業）	町外3事業所に相談支援を委託しています。	健康福祉課

【取組6-1-2：総合相談窓口の整備】

主な取組	取組内容	事業主管課
60. 総合相談窓口の整備	各種窓口は現状通り維持し、町民が相談しやすいよう、総合的に相談を受け付ける窓口を整備します。	健康福祉課
61. 相談窓口の周知	相談体制を整備し、相談が可能な場所や人などについて常に情報が得られる状況を構築し、気軽に相談できる体制について、町民に広く周知していきます。	健康福祉課

■施策6-2. 経済的支援制度の充実

障がい者の中には就労できない状況の方も多く、その社会的自立を促進し、地域で安定した生活をしていくためには、雇用の確保とともに経済的負担の軽減を図る必要があります。認知度の低い制度もあることから、各種手当制度、各種割引、年金・税の減免、医療費の助成等について、手帳交付の際などに、利用できる制度を紹介し、障がい者の生活の安定を図ります。

【取組6-2-1：手帳取得のための啓発及び各種支援制度の周知】

主な取組	取組内容	事業主管課
62. 手帳取得のための啓発	広報紙や障がい者団体を通じて、障がい者手帳の種類や手帳取得で得られる支援等、また、手帳の取得方法等。手帳取得の啓発を図っていきます。	健康福祉課
63. 各種支援制度の周知	障がい者（児）が得られる支援について、支援内容や利用方法等、各種支援制度の周知活動に努めます。	健康福祉課

【取組6-2-2：各種支援内容の充実】

主な取組	取組内容	事業主管課
64. 人工透析患者通院交通費助成事業	身体障がい者腎臓機能障がいをお持ちの方のうち、人工透析を行っている方の通院交通費の助成を行っています。	健康福祉課
65. 在宅酸素療法患者酸素濃縮器利用助成事業	在宅酸素療法患者のうち、自宅で酸素濃縮器を利用されている方への助成を行っています。	健康福祉課

■施策6-3. 障がい福祉サービス等の利用の促進

障害者総合支援法並びに児童福祉法に基づく様々な障がい福祉サービス等が提供されています。地域で生活するために様々な訓練が必要な方のための「自立訓練」、就労を希望する障がい者が働くことのできる環境を築くための「就労継続支援」や「就労移行支援」、いつでも必要に応じて在宅サービスが受けられる訪問系サービス等、障がい者のニーズにあった利用の促進を図っていきます。

【取組6-3-1：障がい福祉サービスの利用促進】

主な取組	取組内容	事業主管課
66. 障がい福祉サービスの利用促進	居宅介護、生活介護、就労継続支援、短期入所など各種障がい福祉サービス等の利用促進に努めます。	健康福祉課

【取組6-3-2：福祉人材の充実】

主な取組	取組内容	事業主管課
67. 障がい福祉人材の確保	障がい者の障がい種別や程度に応じた、様々な要望に対応するため、キーパーソンとなる保健師や社会福祉の人材育成に努めます。	健康福祉課
68. 人材育成支援	福祉人材の質の向上を図るため、研修の機会や情報交換の場等を確保し、スキルアップに努めます。	健康福祉課

■施策6-4. 人権・権利擁護の推進

障がい者への差別や偏見、また人権の侵害は、日常生活の中で何気なく行われていることがあります。あからさまな差別や偏見だけでなく、この気づかれない差別等を失くしていくために、障がいへの理解を促し、人権の侵害や差別的行為について、広く町民に周知し、障がい者の人権が守られるまちづくりを図っていきます。

また、人命に関わる虐待だけでなく、精神的な虐待などわかりにくい事象についても目を向けて、虐待について学ぶ機会を提供するとともに、虐待が発生した場合の迅速な対応に向けた体制の構築を図っていきます。

関係機関からの様々なケースの情報収集をはじめとして、それらの周知による啓発活動で被害の防止に努めるとともに、被害者の相談窓口の整備も検討していきます。

【取組6-4-1： 成年後見制度の利用促進】

主な取組	取組内容	事業主管課
69. 成年後見制度利用支援事業	成年後見制度は、知的障がい・精神障がい・認知症などによってひとりで決めることに不安や心配のある人がいろいろな契約や手続きをする際にお手伝いする制度で、広く町民に周知し、制度の活用促進を図っていきます。	健康福祉課
70. 権利擁護研修	障がいのある人の権利擁護に関する意識啓発、虐待への気づきと具体的な虐待防止の体制づくりや取組等、障がい者虐待の防止と、権利擁護制度を学ぶ機会の提供に努めます。	健康福祉課

【取組6-4-2： 虐待防止対策の推進】

主な取組	取組内容	事業主管課
71. 虐待防止に関する周知・啓発	障がい者への虐待を防止するため、町の広報紙やホームページを活用し、虐待の事例等の普及啓発に努めるとともに、通報窓口の周知を図ります。	健康福祉課
72. 障がい者虐待の防止、緊急時の受入体制の整備	虐待を受けた障がい者に対し、一時避難のため、町内の福祉サービス事業所等において安心して暮らせる一時的な場を確保します。	健康福祉課

第5章 計画の推進体制

1. 町民との協働による計画の推進
2. 県、関係機関との連携強化
3. 計画の普及・啓発
4. PDCA サイクルによる計画の進行管理と評価

1. 町民との協働による計画の推進

障がい者施策の実施を推進するためには、地域住民の理解と協力が必要です。地区の特性を生かしながら地域づくりをし、障がい者団体による福祉向上のための活動を支援するとともに、障がい者も含めた町民、地域社会、企業などすべての関係者が役割を分担し、共に力を合わせて取り組んでいける社会づくりに努めます。

2. 県、関係機関との連携強化

この計画を着実に推進していくために、関係行政機関や社会福祉法人、町内外の様々な関係施設等が、それぞれの役割を担い、相互に協力し合えるよう、有機的な連携体制づくりを目指します。

障がい福祉サービスの提供、総合的な相談支援にあたっては、山形県や近隣自治体、社会福祉法人や医療機関をはじめとした関係機関との連携を強化することで効果的なサービス提供を図ります。

3. 計画の普及・啓発

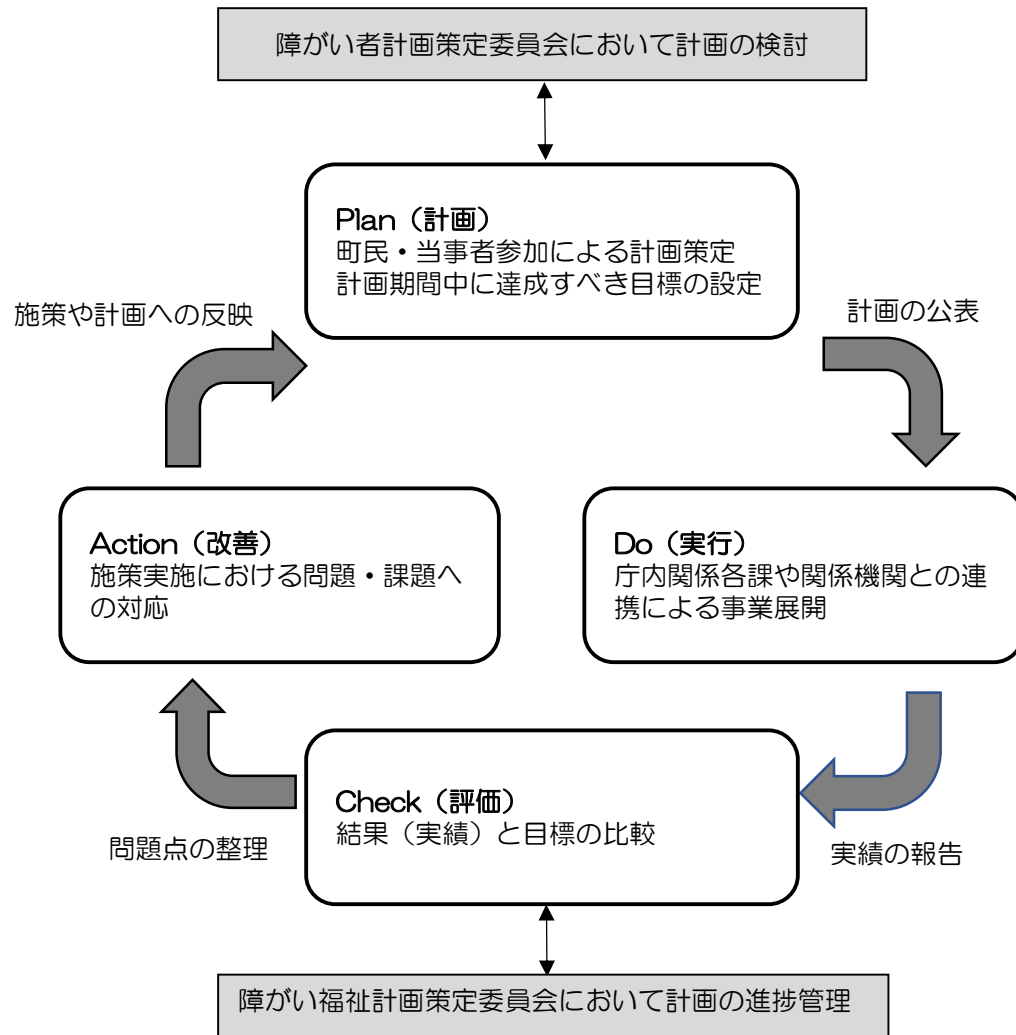
多くの関係者の協力によって推進していく本計画は、町民や関係者との連携が極めて重要になります。そのためには本計画の周知が重要であり、中山町の障がい福祉についての考え方を広く共有し、施策の方向に沿った協力が不可欠です。

福祉活動へ多くの人々が参加できるよう、町の広報活動等を通じて本計画の周知と各分野の活動の情報提供を積極的に展開していきます。

4. PDCA サイクルによる計画の進行管理と評価

本計画は、「計画（Plan）」、「実行（Do）」、「評価（Check）」、「改善（Act）」のプロセスを循環させながら、少なくとも1年に1回の実績把握を行い、分析・評価（中間評価）を行うとともに、障がい者施策や関連施策の動向も踏まえながら、計画期間中でも必要に応じて計画の見直しを行います。

【障がい福祉計画におけるPDCAサイクルのプロセス】



第3次中山町障がい者計画

発行：中山町 令和5年3月

〒990-0492

山形県東村山郡中山町大字長崎 120 番地

T E L 023-662-2111（代表）